

# 盛岡市こども計画(概要版)(案)

令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

～こどもまんなか盛岡市 描く未来はこどもの笑顔 みんなが子育てパートナー～



令和7年(2025年) \_\_月  
盛岡市

本計画は、ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人に見やすく読み間違いにくいデザインの文字を採用しています。

# 目次

## 1 計画の策定 ..... 1

- 1 計画の位置づけと計画期間
- 2 本市が定める他の計画や法令等との関係
- 3 計画の対象
- 4 こども施策とは
- 5 こども施策とこども・若者の権利

## 2 こども・若者と子育てを取り巻く現状と課題 ..... 4

- 1 これまでの計画の推進状況
- 2 こどもたちが見つめる現在と未来

## 3 計画の推進体系 ..... 9

- 1 基本理念
- 2 基本目標と基本施策

### 基本目標1

全てのこども・若者が健やかに成長し、安心して子育てができる環境づくり

### 基本目標2

全てのこども・若者が活躍し、希望を叶えていくことができる環境づくり

### 基本目標3

全てのこども・若者が、困難に対する支援を受けることができる環境づくり

### 基本目標4

地域全体で子育てへの不安や負担を軽減するための環境づくり

### 基本目標5

全てのこども・若者の権利が大切にされ、幸福な生活を送ることができる環境づくり

## 4 教育・保育等に関する需給計画 ..... 27

- 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画
- 2 教育・保育の提供について
- 3 地域子ども・子育て支援事業の提供について

## 5 計画の推進体制 ..... 29

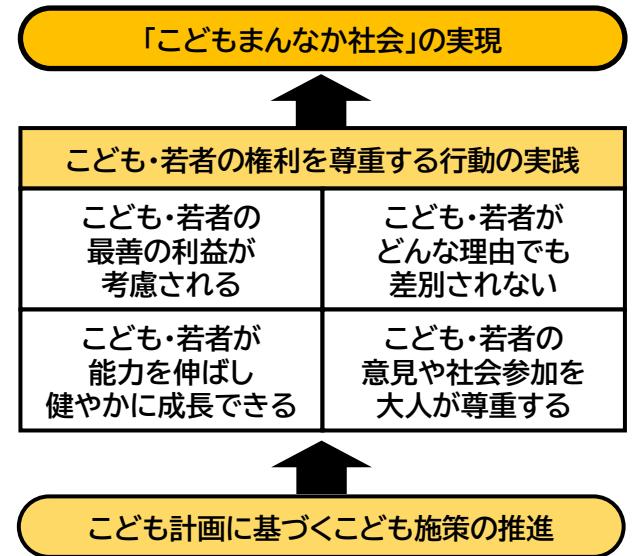
- 1 附属機関等による点検・評価の実施
- 2 庁内での推進体制

# 1 計画の策定

## 1 計画の位置づけと計画期間（本編P. 2～3）

本計画は、こども基本法に基づき、盛岡市における「市町村こども計画」として、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」である「**こどもまんなか社会**」の実現を目指し、**地域社会全体でこども施策を推進**するために策定するものです。

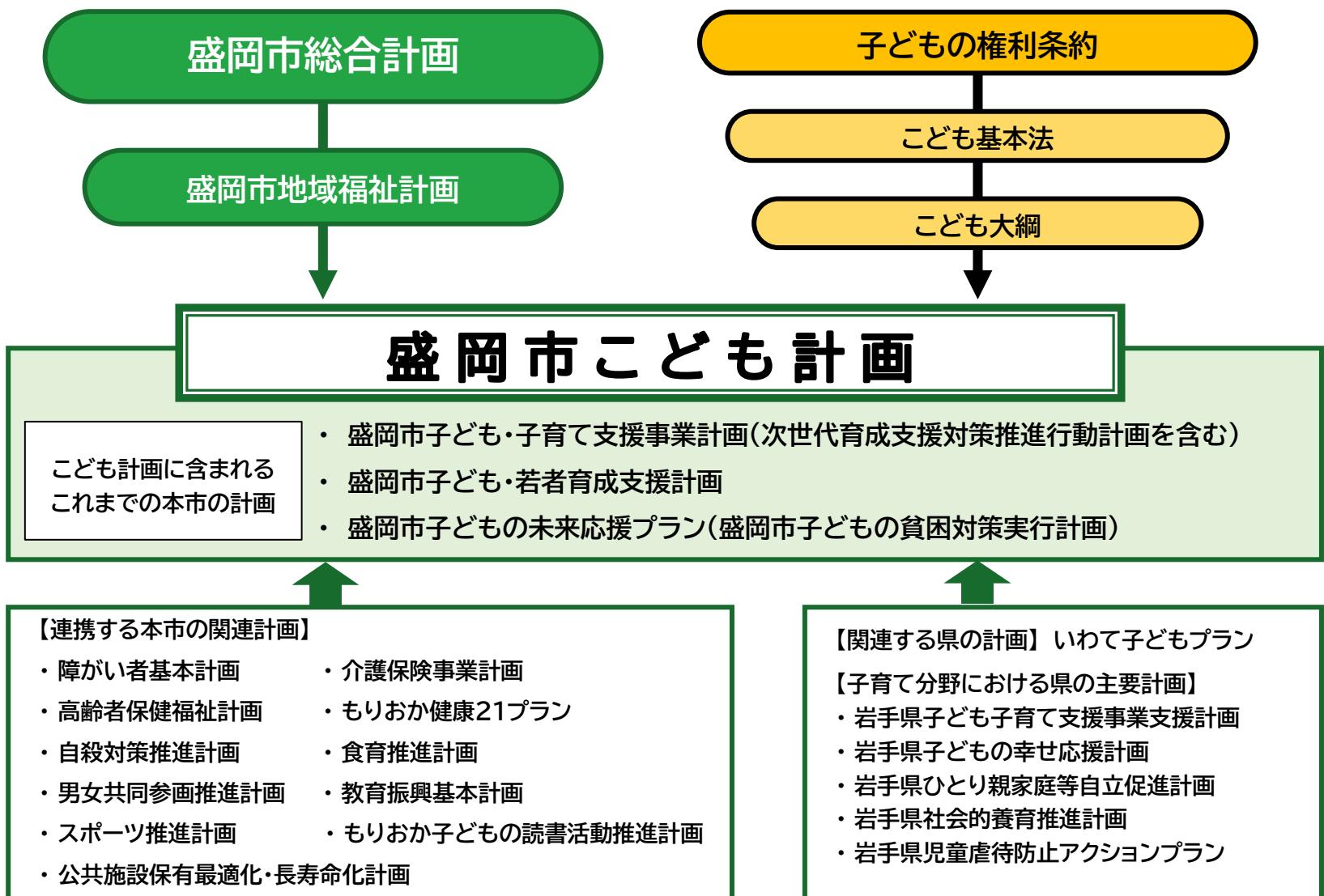
本計画は、令和7年度(2025年度)から11年度(2029年度)までの**5年間**を計画期間とし、地域におけるあらゆる主体との連携・協力により、こども・若者や子育て家庭のための各般の施策を推進します。



## 2 本市が定める他の計画や法令等との関係（本編P. 4）

本計画は、本市のまちづくりの基本指針である**盛岡市総合計画**や、保健福祉分野を推進するための総合的な計画である**盛岡市地域福祉計画**をはじめとする他の関連計画との整合を図るとともに、憲法や**子どもの権利条約**の精神にのっとり国が定める**こども基本法**と、**こども大綱**に基づく方針や施策の内容のほか、岩手県が定める関連計画の内容を踏まえながら推進します。

また、市町村こども計画は、こども施策に関する事項を定める他の計画と一体のものとして作成することができることがこども基本法に定められており、**本計画は、こども・若者や子育て世帯を対象とするこれまでの本市の計画を含むもの**です。



### 3 計画の対象（本編P.2）

本計画により推進するこども施策は、**全てのこどもとその子育て家庭**（妊娠・出産期を含みます。）、**及び若者**（おおむね12歳から29歳までとし、施策によっては39歳までを含みます。）を主たる対象とします。

また、こどもまんなか社会の実現のためには、あらゆる主体がこども・若者の権利を尊重する行動をとる必要があるため、事業や取組の内容によっては、市民、地域で活動する団体、企業、行政など全ての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

本計画では、「こども」という言葉を18歳や20歳といった特定の年齢で区切らずに、「心身の発達の過程にある者」という意味で用い、特定の年齢で必要なサポートが途切れないように推進します。「こども」と「若者」は重なり合う部分があることとなりますが、青年期（おおむね18歳からおおむね29歳まで）の全体が施策の対象となることを明確にする場合に、分かりやすく示すという観点から、「若者」の語を用います。

なお、こども・若者の段階に関する言葉と、その示す年齢の範囲を表すと、次の図のとおりとなります。

	0歳	6歳	12歳	18歳	30歳	40歳
乳幼児期	0～5歳					
学童期		6～11歳				
思春期			12～17歳			
青年期				18～29歳		
ポスト青年期					30～39歳	

### 4 こども施策とは（本編P.3）

本計画に定める「こども施策」は、こども基本法において定められている**次の5つの施策**です。

なお、このうち④と⑤については、①から③までの施策とともに一体的に講ずべき施策とされています。

1 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われる**こどもの健やかな成長に対する支援**

2 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、**就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援**

3 家庭における養育環境その他の**こどもの養育環境の整備**

4 主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、**こどもや子育て当事者に関係する施策**（例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供）

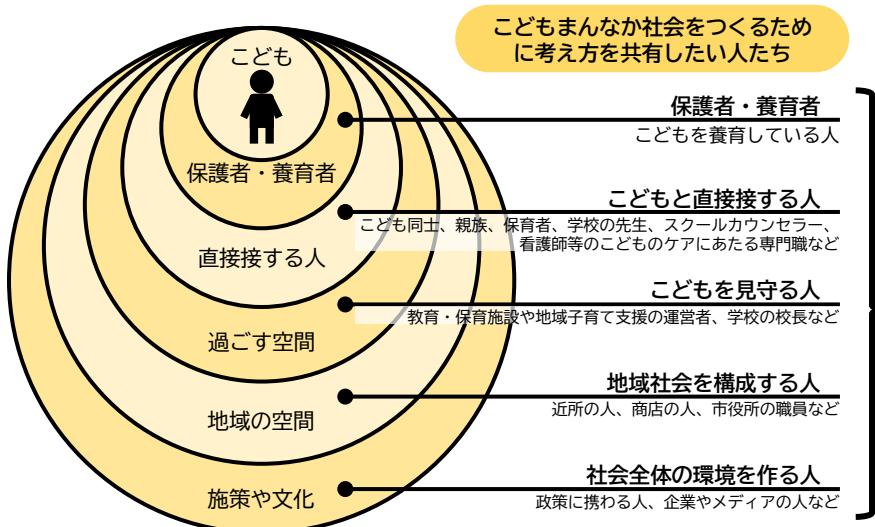
5 こどもに関する施策と**連続性を持って行われるべき若者に係る施策**（例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）

# 5 こども施策とこども・若者の権利（本編P.6）

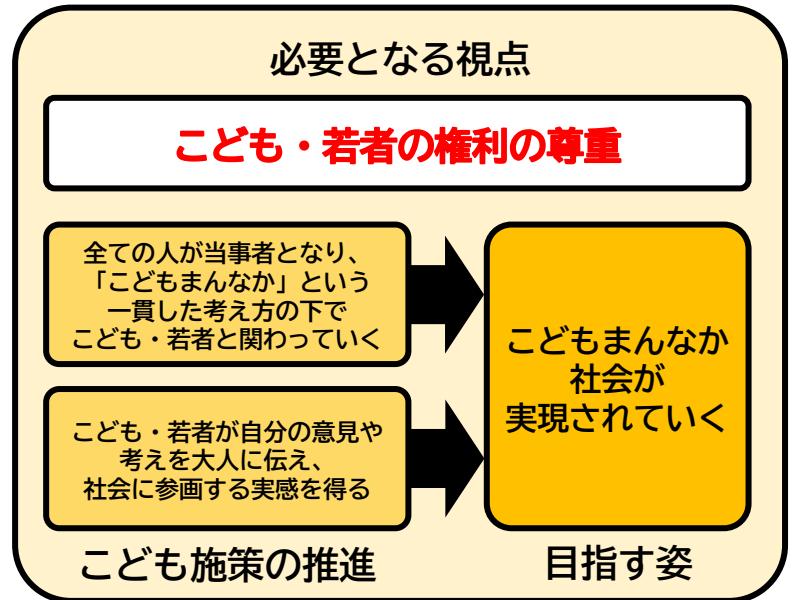
本計画による**こども施策の推進**は、こども・若者を中心に、**全ての市民が当事者**となり、「**こどもまんなか**」という**一貫した考え方**の下でこども・若者と関わっていくことや、**こども・若者が自分の意見や考えを大人に伝え、社会に参画する実感を得る**ことを通じて、こどもまんなか社会の実現を目指すものです。

その際に重要となるのが、「**こども・若者の権利の尊重**」という視点です。

それぞれのこどもから見た  
「こどもまんなかチャート」

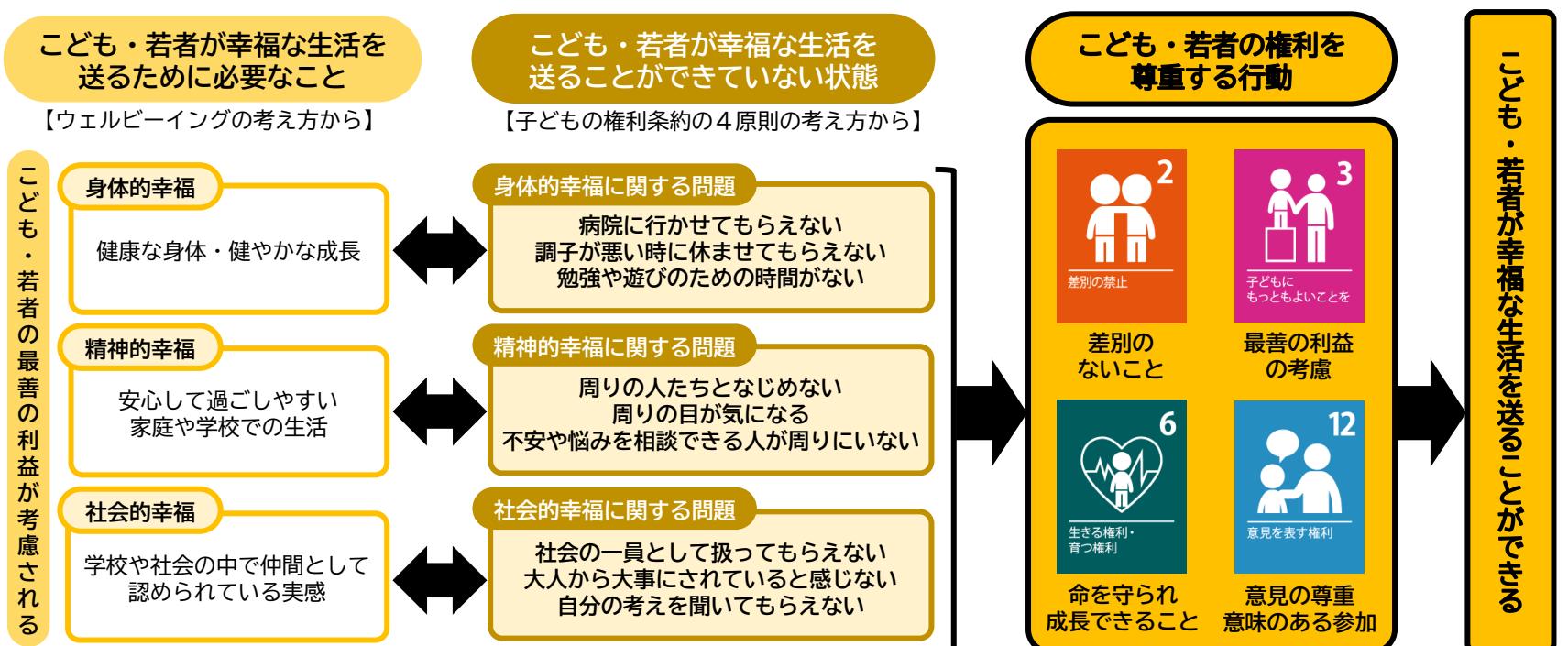


※「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会（第5回）資料を基に作成



こども・若者の権利は、**こども・若者一人ひとりが生まれながらに持ち、自分らしく豊かに成長していくために欠かせない基本的な権利(基本的人権)**です。その保障のために、こども・若者も大人と同じ一人の人間として尊重され、年齢などに応じた**適切な配慮や支援が提供される**ことが求められます。

本計画は、こどもまんなか社会の実現に向け、市民一人ひとりがこども・若者の権利を尊重して行動することや、こども・若者が自分の意見や考えを大人に伝え、社会参画の実感を得られる機会の創出を促進するため、**こども・若者の権利を大切にす意識の向上**を目指します。



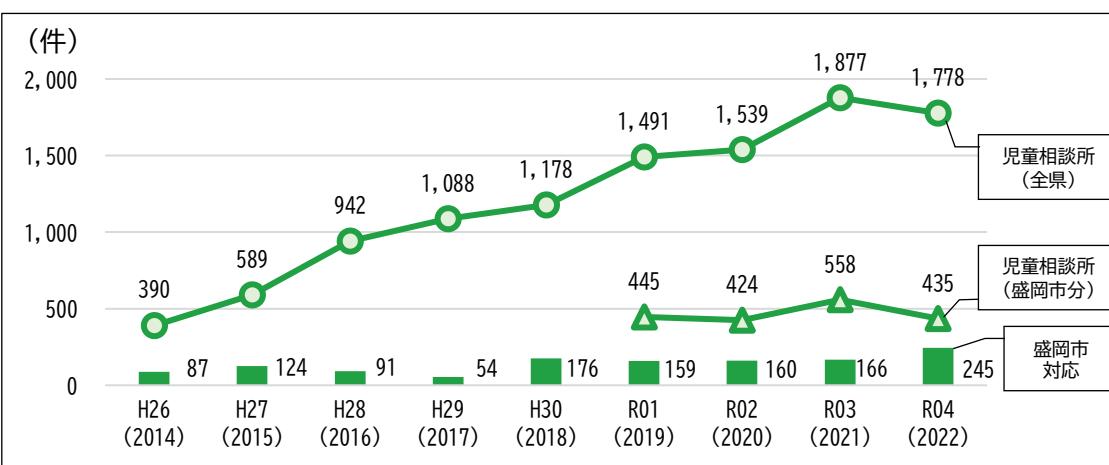
# 2 こども・若者と子育てを取り巻く現状と課題

## 1 これまでの計画の推進状況（本編P. 7～16）

### ◆ 盛岡市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策推進行動計画を含む）

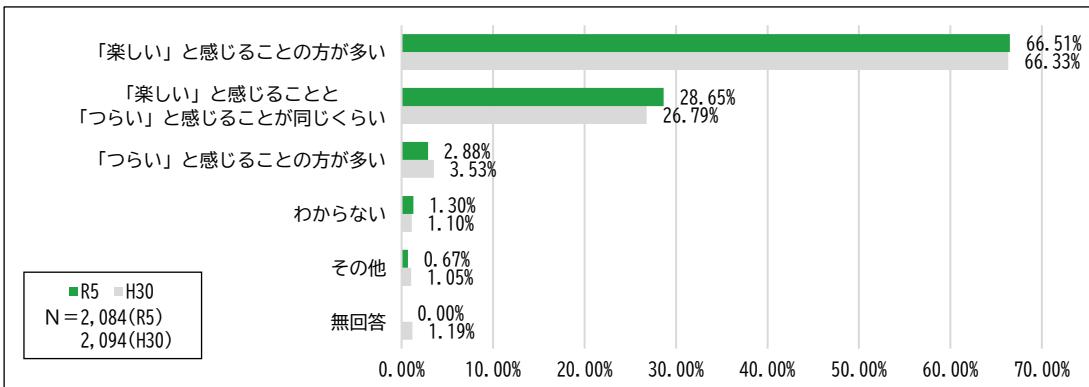
成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>成果指標の「<b>子育てを楽しんでいると感じていると答えた親の割合</b>（市民アンケート調査）は、令和5年度（2023年度）時点で77.1%であり、第2期計画策定時と比べて2.9ポイント上昇し、<b>目標値の80%に近づく結果</b>となりました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果指標の「<b>盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる</b>」と答えた市民の割合（市民アンケート調査）は、令和5年度（2023年度）時点で17.7%であり、第2期計画策定時と比べて2.2ポイント低下しており、<b>目標値の50%と比べて低い水準にとどまる結果</b>となりました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所等における毎年1月1日現在の<b>待機児童数</b>については、<b>令和3年度（2021年度）以降0人</b>であり、各事業の実施により保育定員が増加し、待機児童の解消に貢献したと考えられます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所等の<b>定員の充足率が低下しつつある</b>ため、入所定員の拡大については、今後、地区ごとの保育ニーズの推移等を考慮しながら慎重に判断していく必要があります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブについては、未設置学区や待機児童が発生している小学校区を中心に<b>新設による設置を進め、居場所の確保に努めてきました</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度（2023年度）の放課後児童クラブを利用できなかった<b>児童数（35人）</b>については、<b>目標値（0人）の達成には至っていません</b>。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診査や訪問を通じて、妊婦と乳幼児の健康管理の充実とともに、<b>乳幼児の病気や心身の発育発達、育児環境等の問題の早期発見につなげることができています</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児総合診査（もりっこ健診）の受診希望児が年々増加し、<b>約半年の待機期間が生じている状況</b>にあり、早期に必要な療育につなげるため、待機期間の短縮と療育の受け皿の拡充が課題となっています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li><b>子育てに関する情報</b>について、市の公式LINEやもりおか子育てアプリ「母子モ」による個別の情報発信など、<b>市公式ホームページ以外の情報媒体も増えています</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スマートフォンの普及状況に対して、<b>アプリなどを使用して情報を入手している人の割合が低い水準</b>となっていることに加え、市公式ホームページの「もりおか子育てねっと」の閲覧数が年々減少していることから、子育て家庭がよりアクセスしやすく、<b>見つけやすい方法で情報を発信する必要があります</b>。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li><b>児童虐待</b>の相談受付件数は増加傾向にありますが、受け付けた相談については、最優先に対応すべき事項として、<b>48時間以内の児童の安全確認等、迅速に対応しています</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待の相談件数は、今後も増加することが見込まれるため、<b>件数が増加しても早期発見・早期対応を継続して行うための体制強化や専門性の向上を図る必要があります</b>。</li> </ul>

### <関連データ> 児童虐待相談の受理件数の増加（本編P. 21）

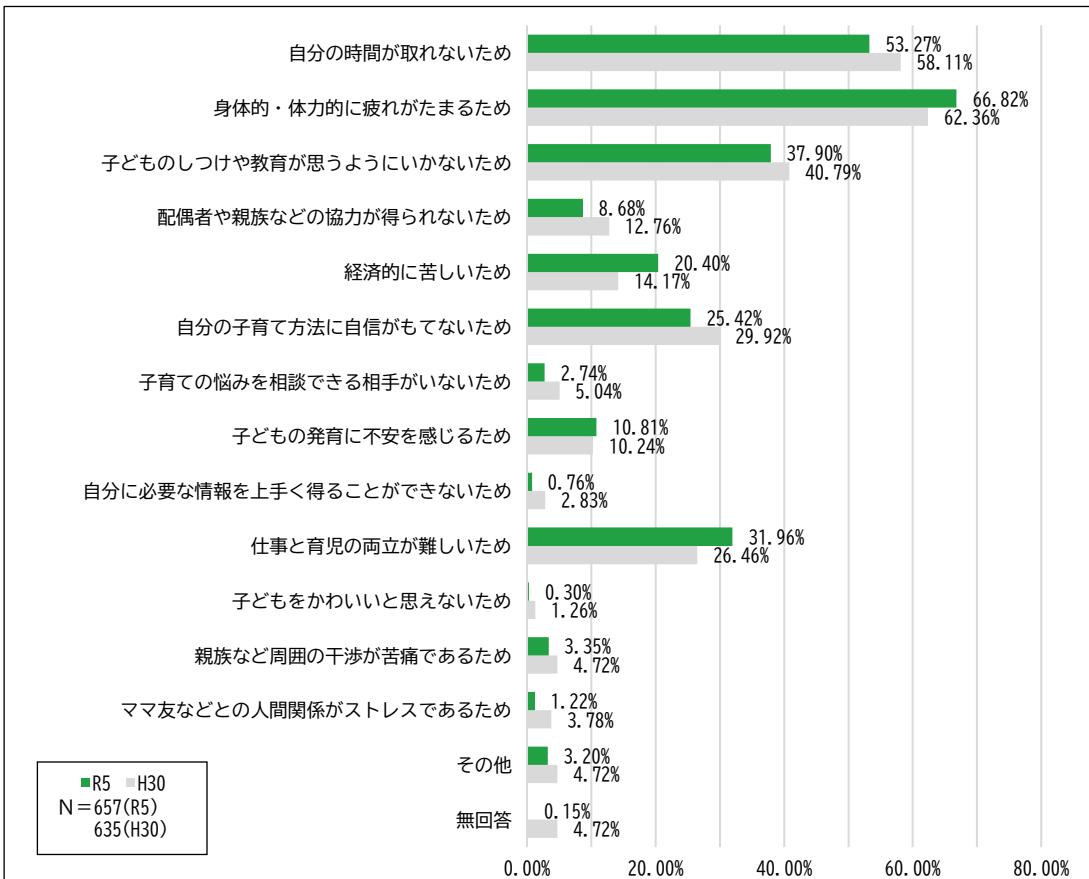


本市のこども家庭センターで受理した件数と、岩手県の児童相談所で受理した本市の件数を合算すると、令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）までにおいて、**約12.6%増加**（岩手県全体では約19%増加）しています。

※平成30年度（2018年度）以前の児童相談所（盛岡市分）は集計されていないため、数値はありません。



乳幼児期のこどもの**保護者の約3割**は、子育てを「楽しい」と感じることと比べて、「**つらい**」と感じることが多い・**同じくらい**と回答する結果となりました。また、今回調査と前回調査の結果には、大きな違いはありませんでした。



乳幼児期のこどもの保護者が子育てを「つらい」と感じる理由としては、

- ・ **自分の時間が取れないため**
- ・ **身体的・体力的に疲れがたまるため**
- ・ **子どものしつけや教育が思うようにいかないため**

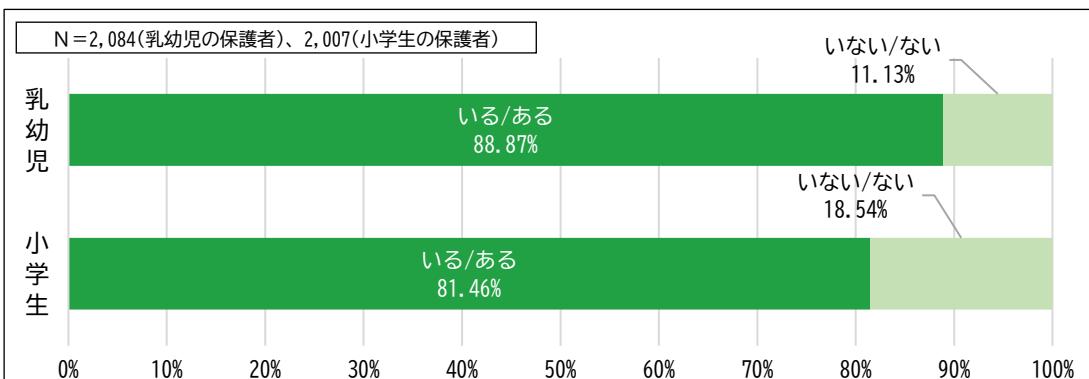
が多い結果となりました。

また、前回の調査(平成30年度(2018年度))の結果と比較すると、

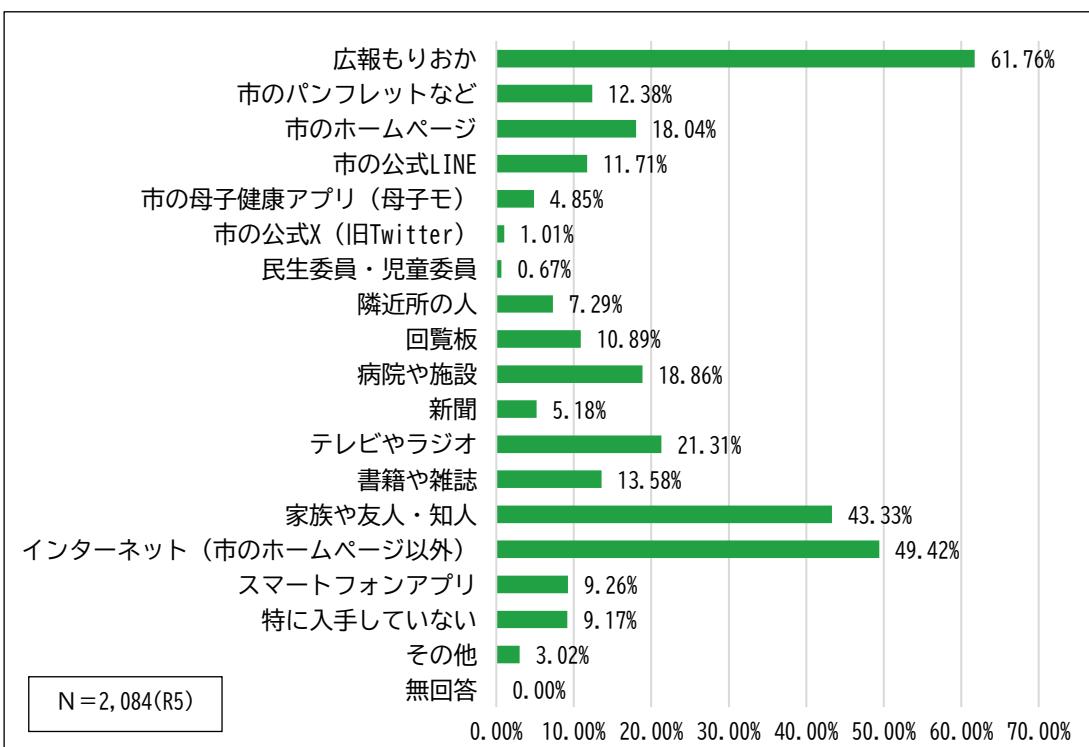
- ・ **身体的・体力的に疲れがたまるため**
- ・ **経済的に苦しいため**
- ・ **仕事と育児の両立が難しいため**

の割合がそれぞれ増加しました。

学童期のこどもの保護者の結果も、乳幼児期と同様の結果となりました。



**乳幼児期のこどもの保護者の約1割、小学生の保護者の2割弱**が、子育てや教育について気軽に相談できる人や相談できる場所が「**いない/ない**」と回答する結果となりました。



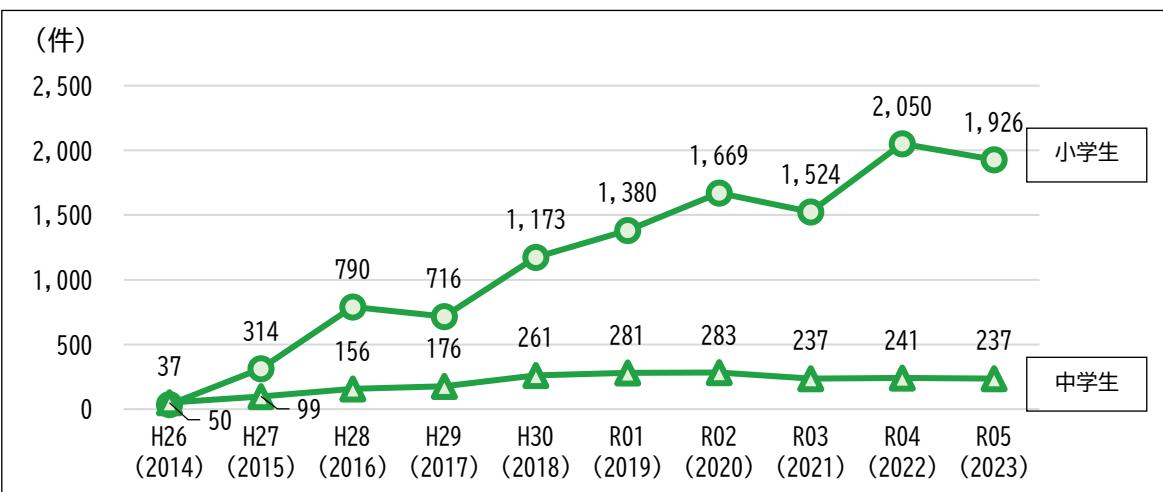
乳幼児期のこどもの保護者の子育てや教育に関する情報の入手方法については、「**広報もりおか**」や「インターネット(市のホームページ以外)」、「**家族や友人・知人**」と回答した割合が高い結果となりました。

また、主にスマートフォンを使用して情報を入手する方法である「**市の公式LINE**」や「**市の母子健康アプリ(母子モ)**」、「**市の公式X(旧Twitter)**」の割合は、スマートフォンの普及状況に対して、いずれも低い水準となりました。

# 盛岡市子ども・若者育成支援計画（本編P.12～15）

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>小中学校における食育の取組</b>については、規則正しい食事や生活習慣を推奨する取組が令和4年度（2022年度）から追加されており、<b>各校における啓発活動が推進されています。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝食を毎日とっている小学5年生と中学2年生の割合については、令和2年（2020年）3月における計画の中間見直し以後、<b>ほぼ横ばいの状況</b>にあります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 走力や敏捷性を高めるトレーニングを実施する小学校数は、目標値を達成しており、体力・運動能力調査の結果において、<b>全国平均以上となった小学生の学年及び種目数が増加</b>しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>中学生の体力・運動能力調査の結果</b>については、<b>全国平均以上となった学年及び種目数が減少</b>している状況にあります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大卒予定者等を対象とする就職面談会は、<b>就活前の早い段階から地域企業を知る機会</b>に切り替えるなど、現状に合わせた対応を行っています。また、就職の<b>内定に至らない高校生に対する個別支援</b>も行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就職活動スケジュールの早期化・多様化等により、<b>就職面談会の参加人数が減少</b>しているほか、東京圏等の県外企業の採用意欲の高まり等により、<b>県内大学卒業者の県内就職率が低下傾向</b>にあります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不登校対策事業については、学校・家庭へのスクールソーシャルワーカーの訪問などによる<b>こまめな相談支援を継続して行っています</b>。また、不登校児童生徒に向けては、いきいきスクール事業による様々な体験活動を通じて、<b>こどもの自立性や活動意欲、集団への適応力の向上を図っています</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不登校の要因や背景の多様化・複雑化のほか、学校への復帰までに長期にわたる相談支援が必要な事例の増加により、小学校と中学校における<b>不登校の出現率と教育支援センター通級児童生徒の学校復帰率が、目標値を達成できていない状況</b>にあります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>インターネット、携帯電話</b>等に関する啓発回数が目標値を超えており、講座の回数、参加者数共に毎年増加していることから、<b>講座の必要性や、講座内容についての認知が進んでいる</b>ものと考えられます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育現場からは、<b>中高生のネット依存や犯罪被害</b>に巻き込まれるなどのトラブルについて、現在も多数発生しているとの声があることから、<b>被害防止のための取組が必要</b>とされています。</li> </ul>

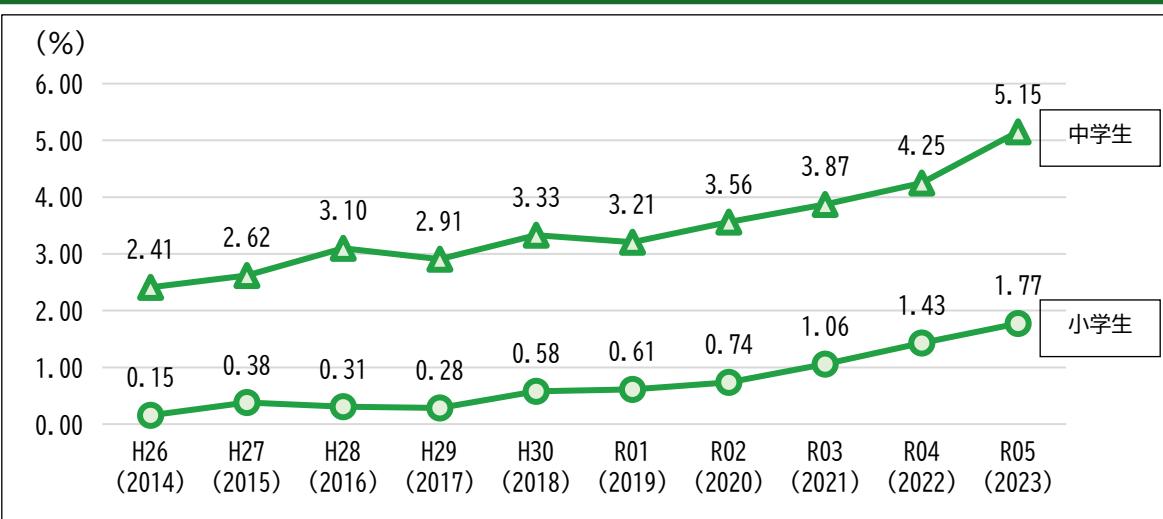
## ＜関連データ＞ 小・中学校におけるいじめの認知件数（本編P.25）



令和元年度（2019年度）以降、小学校におけるいじめの認知件数が**増加傾向**にあり、中学校におけるいじめの認知件数は**横ばいの状況**にあります。

資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

## ＜関連データ＞ 小・中学校における不登校率の推移（本編P.25）



小・中学校における不登校率は、いずれも増加傾向にあり、令和5年度（2023年度）において、**中学生の約5%、小学生の2%弱が不登校**となっています。

資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

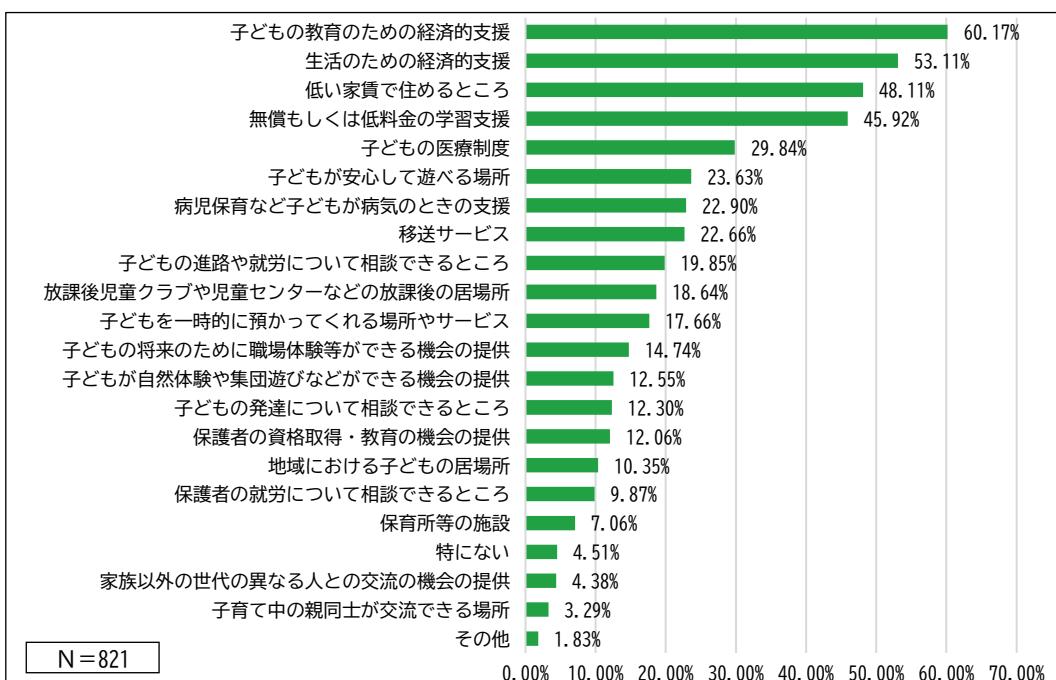
## 成果

- 子育ての経済的負担を軽減するための取組として、**高校生相当年齢以下を対象とする医療費の給付**のほか、無償化の対象とならない**3歳未満の子どもの保育料**や実費徴収となった**3歳以上の子どもの副食費**、**放課後児童クラブの利用料の軽減**を行いました。
- ひとり親等の自立支援のための取組として、母子家庭や父子家庭の親などを対象に行う**就業相談や就業情報の提供などの就業支援**のほか、就業相談やパソコン講座など、**様々なアプローチで就労支援**を行うとともに、**養育費に関する法律上の問題**などについて、**関係機関と連携し、弁護士による無料法律相談**を行いました。
- 家庭の経済状況にかかわらず、十分な学習機会や豊かな経験が得られるようにするための取組として、**学習支援や修学資金の貸付などの取組**を行いました。生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校生とその保護者を対象とする就学相談支援事業については、**中学3年生や高校生の支援を事業対象の中心とし、高校進学率は90%以上を維持している状況**にあります。
- 貧困によって生じた問題や貧困につながる諸課題を解決するための取組として、**児童扶養手当現況届の受付会場において、関係機関と連携した相談窓口を開設**し、必要な人に必要な情報が届くように相談支援体制の充実を図ったほか、生活困窮者自立支援法に基づく**自立相談支援事業**についても、新型コロナウイルス感染症の影響により新規相談者が増加しており、**継続的な支援を行っている状況**です。
- 経済的に困窮している家庭を適切に支援につなぐための取組として、**フードバンク岩手が行う食糧支援**や、**こども食堂の開催を通じた見守り体制**により、支援を必要とする子どもや家庭の**早期把握と、相談機関につなげる取組**を行いました。

## 課題

- ひとり親世帯を対象とするアンケート調査において、**経済的支援の充実を求める割合が高い結果**となり、**進学先についても理想と現実との差がある**状況であることから、ひとり親世帯をはじめとする**経済的に困窮している家庭への支援の更なる充実**を図っていく必要があります。

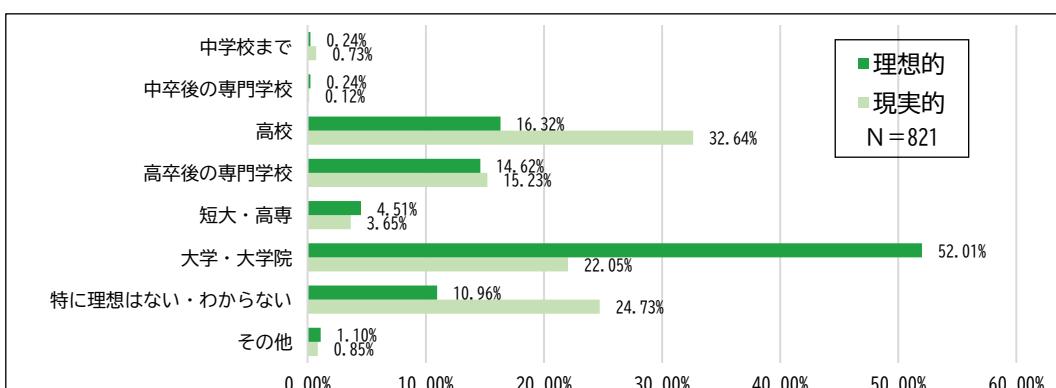
### <関連データ> ひとり親世帯の子どもの生活実態アンケート調査結果（本編P.57～63）



ひとり親家庭の保護者が充実してほしいと考える子育てサービスとして、

- ・ 子どもの教育のための経済的支援
- ・ 生活のための経済的支援
- ・ 低い家賃で住めるところ
- ・ 無償もしくは低料金の学習支援

と、お金に関する項目が上位に並ぶ結果となり、「子どもの医療制度」、「子どもが安心して遊べる場所」、「病児保育などの子どもが病気の時の支援」と続く結果になりました。



ひとり親家庭が「理想的」と考える進学については、「**大学・大学院**」と回答する割合が約半数を占め、「**現実的**」に考える進学については、「**高校**」が約3分の1、「**特に理想はない・わからない**」が約4分の1と続く結果となりました。

### ◆ こどもたちが考える「こどもまんなか社会」（本編P.80～86）

こども大綱で示された「こどもまんなか社会」におけるこども・若者の姿をテーマとして、「こどもまんなか社会」が具体的にはどのような社会なのか、また、どうすれば実現することができるのかについて、ワークショップ形式で考えていただいたところ、次のような意見が出されました。

これらの意見は、本計画における施策の方向性や、事業・取組の推進についての基本となる考え方として採用しています。（14ページ以降も併せてご覧ください。）

参加者(学年)	小学5・6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	合計
人数	82人	52人	56人	112人	172人	167人	132人	773人

テーマ	こどもたちの意見のまとめ
こどもの個性・多様性が受け入れられるために必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>個性や多様性に関し、情報だけでなく<b>実際に接する</b>機会があること</li> <li>親をはじめとする周りの大人から、個性や多様性に関する<b>こどもの意見を受け入れられ、尊重してもらう</b>ことができる対話の機会があること</li> </ul>
こどもが生き抜く力を得るための様々な遊びや学び、体験に必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分とは異なる<b>多くの世代</b>とのつながりが得られること</li> <li>環境や生活習慣の異なる<b>他の都市や外国</b>について知る機会があること</li> <li>自分の生まれ育った<b>盛岡をより広く、より深く知る</b>機会があること</li> <li><b>こども・若者だけの空間</b>で遊びや学び、体験等を行う機会があること</li> </ul>
こどもが夢や希望を叶えるチャレンジができる環境に必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>大人から経験談を聞いたり、自分たちの考えを聞いてもらったりしながら、<b>大人と一緒に夢や希望を叶えるチャレンジ</b>ができる環境について考える機会があること</li> <li>夢や希望が否定されず、<b>チャレンジすることを認めてもらい</b>、大人からサポートが受けられること</li> </ul>
こどもが固定観念や価値観を押し付けられないようにするために必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>親や周りの大人がこどもの意見をきちんと聴き、<b>互いに尊重しあえるように大人が変わっていく</b>こと</li> <li>大人とこどもの<b>間に入ってうまく話を進めてくれる存在</b>がいること</li> <li>大人が持っている<b>固定観念とはどんなものなのか</b>を知る機会があること</li> </ul>
こどもが意見を表明し、社会に参画できるようにするために必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分たちが考えていることを<b>大人が受け止められる</b>ようになること</li> <li>こどもたちが大人と一緒にあって、社会において<b>何かを成し遂げたり、きまりや仕組みを変えたりする経験</b>を得られること</li> </ul>
こどもの不安や悩みの解決について感じていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>不安や悩みを大人に<b>相談できずにつらい思い</b>をしていることや、<b>色々な気持ちが混ざり合っている</b>ことを大人に知ってもらうこと</li> <li>解決することができる<b>人を選んで相談することが必要</b>となっていること</li> </ul>
こどもが困難な状況から守られるために必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>困難な状況に陥らないようにするための<b>安全・安心な環境</b>をつくること</li> <li>困難に直面した場合の<b>乗り越え方</b>について知る<b>機会</b>や考える<b>機会</b>が得られること</li> <li>自分が助けを求めやすくなるとともに、<b>他の人の助けをほしい気持ちを受け取</b>ることができるようになること</li> </ul>
こどもが働くこと、親になることへの夢や希望を持つために必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>地元での就職に関して学ぶ機会</b>や知る<b>機会</b>を得ることや<b>選択肢の幅</b>が増えること</li> <li>離れたところで働いていても<b>盛岡との関わり</b>が得られること</li> <li>結婚後も<b>魅力的な生き方</b>をしている<b>大人が近くにいる</b>ことや、<b>こどもを一番に考える生き方</b>を大人の姿から学ぶこと</li> <li>現代における結婚についての<b>イメージ</b>を世代間で<b>共有</b>すること</li> </ul>

# 3 計画の推進体系

## 1 基本理念（本編P.87）

### こどもまんなか盛岡市

### 描く未来はこどもの笑顔 みんなが子育てパートナー

#### こどもまんなか盛岡市

このフレーズは、こども基本法とこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の考え方に基づき、**本市の未来を支えていくこども・若者が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会**の実現を目指すとともに、こども・若者が**社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら地域の課題解決を主体的に担う力を獲得することができる環境**を整えていくことを示しています。

#### 描く未来はこどもの笑顔

全てのこどもについて、**その年齢と発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること**は、「子どもは権利をもつ主体である」という考え方に基づく、子どもの権利条約における原則とされており、また、こども施策を推進する際の基本理念の一つとして、こども基本法に定められています。

このフレーズは、一人ひとりのこども・若者が希望を叶える未来のために最も良いことが何なのかについて、**こども・若者の声を聴きながら、大人が考え、こども・若者の笑顔のために行動することが重要であること**を示しています。

#### みんなが子育てパートナー

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化によって、祖父母や近隣の住民等から日々の**子育てに対する助言や支援、協力を得ることが困難になっている**ことに加え、少子化の進展や世帯人数の減少とともに、共働き世帯やひとり親家庭の増加が進んでおり、**こども・若者が安心・安全に過ごすことのできる場を確保することの必要性が高まっています**。

このフレーズは、地域のあらゆる主体によるこども・若者と子育てのサポートの充実を通じ、子育てのパートナーと呼ぶことができる存在を増やしていくことにより、**地域全体で子育ての不安や負担を軽減し、子育てにやさしいまちを目指す**ことを示しています。

## 2 基本目標と基本施策（本編P.88～89）

こども・若者と子育てに関する現状と課題や、これまでの計画の推進状況、こども基本法の目的、こども大綱が示す基本的な方針や重要事項などを踏まえ、**基本理念を実現するための基本目標を次の5つにまとめ、基本施策ごとに具体的な取組・事業を展開していきます。**

### 基本目標

#### 基本目標 1

全てのこども・若者が**健やかに成長し、安心して子育てができる環境づくり**

#### 基本目標 2

全てのこども・若者が**活躍し、希望を叶えていくことができる環境づくり**

#### 基本目標 3

全てのこども・若者が、**困難に対する支援を受けることができる環境づくり**

#### 基本目標 4

地域全体で**子育てへの不安や負担を軽減するための環境づくり**

#### 基本目標 5

全てのこども・若者の**権利が大切にされ、幸福な生活を送ることができる環境づくり**

### 基本施策

切れ目のない母子保健の充実

こども・若者のための医療体制の確保

幼児教育・保育の充実と質の向上

子育て世帯への支援の充実

安全・安心な地域環境の整備

こども・若者の活躍の支援

充実した学校教育の推進

こども・若者の居場所づくり

こども・若者の自己形成支援

若者の就労支援

こども・若者の相談・支援体制の充実

児童虐待等の防止

障がい児・医療的ケア児等への支援

こどもの貧困の解消に向けた対策

子育ての不安を軽減するための支援の充実

子育てのための経済的支援の充実

地域ぐるみで取り組む子育て支援の推進

こども・若者の権利の理解と尊重の促進

こども・若者の意見表明の機会づくり

権利侵害の防止と侵害からの救済

※ 各基本施策の取組・事業については、計画本編P.103以降に記載しています。

## ◆ 重点取組事項（本編P.90）

各基本目標について、**本計画において重点的に取り組む事項**は次のとおりです。

<b>重点 ①</b>	<b>こども・若者の声を聴く・こども・若者の権利の擁護が進められる</b>
対応する基本目標	基本目標2・基本目標5
内 容	こども・若者が自分に関係のある事柄について自由に意見を表明し、大人がその意見をこども・若者の発達に応じて十分に考慮するとともに、こども・若者の権利が守られるようになるための取組を行います。
取組事業	子ども未来基金事業〔こどもミライクラフト〕、こども相談事業、利用者支援事業（こども家庭センター型）など
<b>重点 ②</b>	<b>発達に特性等のあるこども・若者が、支援を受けることができる</b>
対応する基本目標	基本目標3・基本目標4
内 容	医療的ケア児や、発達に特性のあるこどもが早期に支援につながるよう、こどもと家族に寄り添いながら、個々の特性や状況に応じた支援を提供するとともに、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を図る取組を行います。
取組事業	乳幼児総合診査事業（もりっこ健診）、発達支援保育事業、医療的ケア児保育支援事業など
<b>重点 ③</b>	<b>教育・保育の質が確保され、こどもの成長に応じて提供される</b>
対応する基本目標	基本目標1・基本目標4
内 容	それぞれの家庭において必要とされるサービスが、地域の身近な場において適切に提供されるように、教育・保育等の環境整備を進める取組を行います。
取組事業	保育事業者等巡回支援事業、乳児等通園支援事業、保育料の軽減など
<b>重点 ④</b>	<b>こども・若者の発達にとって重要な遊び・学びの機会が確保される</b>
対応する基本目標	基本目標1・基本目標2
内 容	こどもが安心して遊ぶことができる機会や場所を確保するとともに、若者が自分たちの健康に向き合い、将来こどもを生み育てるために必要なことを学ぶための取組を行います。
取組事業	こどもの遊び場の充実、思春期保健事業及びプレコンセプションケアの推進など
<b>重点 ⑤</b>	<b>こども・若者が安全に安心して過ごせる居場所づくりが行われる</b>
対応する基本目標	基本目標2・基本目標3
内 容	こども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくための取組を行います。
取組事業	こども食堂支援事業、放課後児童クラブ利用給付金事業など

# 基本目標 1

## 全ての子ども・若者が健やかに成長し、安心して子育てができる環境づくり

充実した母子保健と教育・保育を受けながら、子ども・若者が健やかに成長することができ、  
子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを行います。

### 基本施策 1-1

#### 切れ目のない母子保健の充実

(本編P.104)

#### 現状と課題

核家族化の進展や、世帯全体におけるひとり親家庭の割合の増加、地域のつながりの希薄化によって、**子育てについて相談する相手が身近にいないケースが増えており**、本市が行ったニーズ調査結果においても、「**気軽に相談できる人がいない・相談できる場所がない**」と回答した乳幼児期の子どもの保護者の割合は**11.13%**（平成30年度（2018年度）に実施した前回調査の結果では6.35%）となりました。

このことから、子育てにおける不安や負担を抱え込んで母親が孤立しないようにするため、**妊娠期から出産、子育て期までにわたる切れ目のない支援を行う必要があります。**

#### 施策の方向性

妊娠期から出産、子育て期までにおける母親と、出生から乳幼児期までにおける子どもを対象とする健康診査や、保健指導の充実を進めるとともに、一貫して身近で相談に応じる体制の確立を図り、妊産婦の健康確保と、子どもが健やかに育つ環境の整備を推進します。

#### 目標指標

- ・妊婦健康診査受診率 R11目標値：98.9%（R05現状値：98.9%）
- ・3歳児健康診査受診率 R11目標値：100%（R05現状値：100%）
- ・産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合 R11目標値：3.5%（R05現状値：4.1%）
- ・産後ケア事業の利用率 R11目標値：28.0%（R05現状値：21.4%）
- ・妊産婦の歯科健診・保健指導受診率 R11目標値：62.7%（R05現状値：54.2%）

### 基本施策 1-2

#### 子ども・若者のための医療体制の確保

(本編P.109)

#### 現状と課題

子どもの権利条約の4つの原則の1つである「**生命、生存及び発達に対する権利**（命を守られ成長できること）」において、子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長することができるように、**医療等の支援を受けることが保障されています。**

本市が実施した「ひとり親世帯の子どもの生活実態アンケート調査」において、「過去1年間に、**医療機関で子どもを受診させた方が良かったが、実際には受診させなかったこと**」があった方のうち**約4分の1の方から、「保険証は持っていたが、医療費を支払うことが難しかったため」という理由が挙げられました。**

このことから、**医療をいつでも受けられるように**、子ども・若者に対する支援を行うことや、支援があること自体を知ってもらうことが必要となっています。また、未熟児や小児慢性特定疾病にり患した子どもなど、**支援を必要とする子ども・若者が医療を受け、健全な育成が図られるように**することが求められています。

#### 施策の方向性

夜間や休日などにおける初期救急を確保するための体制を整えるとともに、医療費の負担を軽減するための支援を行うことにより、医療が必要な子ども・若者の治療の機会を確保し、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりを進めます。

#### 目標指標

- ・医療費助成の1人当たりの給付金額 R11目標値：28,620円（R05現状値：28,620円）

### 基本施策 1-3

#### 幼児教育・保育の充実と質の向上

(本編P.114)

#### 現状と課題

これまで本市が推進してきた計画において、待機児童の対策を重点的に行い、保育定員の増加を図ったことは、**待機児童の解消につながってきましたが**、一方で、少子化の進展とともに各保育施設の定員の充足率が低下しつつあり、**これまでとは異なる状況を迎えています。**

このことから、認可保育所や認定子ども園、幼稚園などの教育・保育の**提供体制における量と質の確保に引き続き努めるとともに**、それぞれの子どもにとって安全で安心して過ごすことができる場所で、**成長に応じた適切な教育・保育が行われるように**、各施設との連携を密にし、安定的な運営に向けた財政支援などを継続していく必要があります。

<p>施策の 方向性</p>	<p>全てのこどもの健やかな育ちを保障していくため、発達段階に応じた質の高い教育・保育と子育て支援を提供することができるように、保育体制強化事業などにより教育・保育環境の充実を図るとともに、幼稚園教諭と保育士の合同研修などにより職員の専門性を図りながら、保育士を確保するための経済的支援や幼稚園教諭免許状を有する者への保育士資格の取得支援、潜在保育士の就労支援の取組を継続します。</p> <p>また、各家庭の状況に応じた子育て支援のための取組を行うとともに、こどもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図ります。</p>
<p>目標指標</p>	<p>・保育事業者等巡回支援事業による保育施設等の訪問回数 R11目標値：132回（R05現状値：なし（R05年度第4四半期から開始した事業のため））</p>
<p>基本施策 1-4</p>	<p><b>子育てを応援するための支援の充実</b> <span style="float: right;">（本編P.121）</span></p>
<p>現状と 課題</p>	<p>子育てを取り巻く社会環境は、少子化や共働き世帯の増加、女性の社会進出によって変化し続けており、それに伴って、<b>支援のニーズも高まっている</b>状況にあります。本市が実施したニーズ調査結果においても、<b>フルタイム就労する女性の割合</b>や、<b>フルタイム就労を希望する女性の割合</b>が、5年前の調査結果に比べて<b>共に増加しています</b>。</p> <p>また、同調査における<b>子育てや教育に関する情報の入手方法</b>の結果では、「市の公式LINE」が11.71%、「市の母子健康アプリ（母子モ）」が4.85%と、スマートフォンの普及状況に対して低い水準となっていることから、<b>子育て支援に関する情報を必要とする世帯に対して効果的な周知を行うことができるように、活用を図ることが必要</b>となっています。</p>
<p>施策の 方向性</p>	<p>こどもの一時的な預かりや相談などの子育て支援を必要とする際に、どの子育て世帯も身近な地域で利用することができるように、子育て支援の提供体制の整備と、子育てを応援する主体や情報提供の充実を図ります。</p>
<p>目標指標</p>	<p>・市公式LINEのこども・子育て情報メニュー登録率 R11目標値：60%（R05現状値：9.28%）</p>
<p>基本施策 1-5</p>	<p><b>安全・安心な地域環境の整備</b> <span style="float: right;">（本編P.128）</span></p>
<p>現状と 課題</p>	<p>これまでの計画を推進する中で、<b>補導件数やこども・若者に関する相談件数は減少傾向</b>にあり、一定の改善が見られていますが、犯罪被害や災害、事故に遭い、<b>身体的な痛みだけでなく、心の痛みに苦しむこども・若者が後を絶たず</b>、また、その家族にも様々な影響をもたらしています。</p> <p>このことを踏まえ、こども・若者や子育て世代が<b>安全・安心に生活を送ることができる地域環境の整備</b>を推進する必要があります。</p>
<p>施策の 方向性</p>	<p>こども・若者の生命を守り、犯罪被害や災害、事故からの安全を確保することによって、全てのこども・若者が健やかに成長するための対策を推進します。</p> <p>また、こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を、学校や警察等の地域の関係機関・団体と連携しながら推進します。</p>
<p>目標指標</p>	<p>・巡回活動の実施回数 R11目標値：388回（R05現状値：388回）</p>

全ての子ども・若者が活躍し、希望を叶えていくことができる環境づくり

子ども・若者が**多様な価値観に出会い、互いを尊重しあう**ことを学びながら、大人と一緒に考え、活躍する経験を通じて、**自らの希望を叶えていくことができる環境づくり**を行います。

基本施策  
2-1

子ども・若者の活躍の支援

(本編P.133)

現状と  
課題

子ども・若者が、性別等に関わらず活躍し、将来にわたって幸せな生活を送るためには、これまでの社会における固定的な意識にとらわれず、**一人ひとりがそれぞれの長所を伸ばし、自分の可能性を広げるための経験や体験の機会を得る**ことにより、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、自分の住む地域の課題解決を主体的に担う力を身に付ける必要があります。

子ども  
・若者  
の意見

子どもたちの意見として、自分たちが生き抜く力を得るためには、**異文化や多様な価値観を知る機会、自分の生まれ育った盛岡をより広く、より深く知る機会**が必要であることが挙げられました。  
また、子どもの個性・多様性が受け入れられるためには、親をはじめとする周りの大人から、**個性や多様性に関する子どもの意見を受け入れられ、尊重してもらうことができる対話の機会**が必要であるという子どもたちの意見があります。

施策の  
方向性

子ども・若者の異文化や多様な価値観への理解、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や国際交流を推進するとともに、子ども・若者が主体的に社会に関わる体験をすることができる機会を創出します。  
また、心身の発達に応じた教育及び学習により、子ども・若者が、男女平等の理念や性別等の多様性に関する理解を深めるとともに、子どもに身近な存在である教職員等をはじめとする様々な世代が、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを持つことがないようにするための取組を推進します。

目標指標

- ・子ども未来基金への寄附件数 R11目標値：20件（R05現状値：5件）
- ・子どもミライクラフトの取組件数 R11目標値：5件（R05現状値：なし(R07～の新規事業)）

基本施策  
2-2

充実した学校教育の推進

(本編P.139)

現状と  
課題

本市の学校教育は、「多くの先人を育ててきた美しいふるさと盛岡を愛し、豊かな心とすこやかな体を持ち、自ら学び、共に生きる未来を創る人」を育てることを基本理念とする盛岡市教育振興基本計画に基づき、**確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成などによる小・中学校教育の充実や、生涯学習の推進、歴史・文化の継承のための施策**等を推進しています。  
そのような中で、児童生徒の教育環境については、令和4年度（2022年度）において、全国の小・中学校の不登校児童生徒数や、小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数が過去最多となり、本市においても、**小・中学校における不登校の出現率の上昇やいじめの認知件数の増加が見られる状況**にあります。  
このことから、学校が、単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながらか、他者と関わりながら育つ、子どもにとって大切な居場所の一つとなるように、**子どもの最善の利益の実現と、児童生徒が安心して学ぶことができる「誰一人取り残されない学びの保障」を図る必要**が生じています。

施策の  
方向性

児童生徒の資質・能力の向上や、多様な意見を認め合うことに価値を感じるようになっていくための活動を展開するとともに、学校施設の環境向上に計画的に取り組めます。  
また、不登校の子どもを含む全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるように努めるとともに、いじめを認知した場合における早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進などの対策に取り組めます。

目標指標

- ・認知したいじめが解消した割合 R11目標値：100%（R05現状値：小学校 98.8% 中学校 98.2%）
- ・学校内外の機関等で相談・指導を受けている不登校児童生徒の割合 R11目標値：80%（R05現状値：小学校 72.3% 中学校 69.6%）

現状と  
課題

女性就業率の上昇等に伴い、**共働き世帯の増加などのライフスタイルの変化**が生じていることにより、**放課後の居場所に対するニーズが年々高まっている状況**にあります。国では、25歳～44歳の女性の就業率を向上させることを目指して各般の取組を進めており、本市においても共働き世帯が増加していることから、**今後も放課後の居場所に対するニーズの高まりは継続していくものと見込まれます。**

**児童センターや放課後児童クラブ**などの放課後の居場所は、増加する利用数に対応するための**職員や運営費の確保、施設の老朽化などの課題を抱えています。**また、地域住民によるこどもの見守りの場となる**こども食堂は、設置されている小学校区に偏りがあることや、運営する際の負担、貧困家庭のこどもが利用する場所というイメージがあること**などの課題を抱えています。

本市が行った放課後等の子どもの居場所に関するアンケート調査結果では、平日の放課後や学校の休業日のこどもの居場所について、自宅で一人又はきょうだいと過ごしていると回答した保護者が約14.4%おり、**希望するこどもの居場所と一致していないと感じている方が多い**ことが分かりました。

同調査における施設等の利用希望に関する回答では、児童センターや放課後児童クラブの割合が高い結果となりましたが、**利用できていない理由について、利用時間や経済的負担が挙げられており、市の取組に対する希望に関する回答でも、経済的な負担を少なくしてほしい、多様な居場所を確保してほしい**と回答する割合が高い結果となりました。また、こども食堂の利用希望としては、**自分が住んでいる小学校区内での平日の夕方や休日の日中における利用希望**が高い結果となりました。

こども  
・若者  
の意見

居場所に関するこどもたちの意見として、**こども・若者だけの空間で遊びや学び、体験等を行う機会が必要**であることが挙げられました。居場所に関しては、それぞれのこども・若者によって様々なニーズがありますが、中学生以上の若者を含め、**こどもが易く、利用しやすく、そして、どんなこどももつながりやすい安全な居場所づくり**が求められています。

施策の  
方向性

児童センターは、各小学校区に設置されているという地理的利便性や、その拠点性、多機能性、地域性を活かし、安全対策のための改修や、小学校への複合化などによる環境整備、運営面での質の向上を図り、こどもの居場所としての更なる機能の充実に取り組みます。

放課後児童クラブは、保護者が昼間就労などで家庭にいない世帯における児童の預かりを行う施設であり、放課後の居場所のニーズに対しての重要性が高い施設です。専門の資格を有する放課後児童支援員の指導の下で児童の成長を支援する生活の場として、必要とする児童が利用することができるよう、小学校区ごとのニーズを把握しながら、必要な量の整備と質の向上に取り組みます。

こども食堂は、平日夕方の利用や小学校区内での開催を希望する声があることから、全ての小学校区への設置に向けて、新規開設に向けた周知活動や、関係機関との連携による開設支援に取り組みます。

こども・若者の新たな居場所づくりについては、既存の施設がどのような空間であれば過ごしたいと感じるか、また、どのような所に居場所となる空間があると使いやすいかなど、こども・若者の意見を聴きながら、環境の整備に努めます。

目標指標

- ・放課後児童クラブを利用できなかった児童数（5月1日時点）  
R11目標値：0人（R05現状値：35人）
- ・こども食堂が開設された小学校区数 R11目標値：31小学校区（R05現状値：19小学校区）

現状と  
課題

こどもが基本的な**生活習慣**を身に付け、**自己肯定感**を育み、**他者とのコミュニケーション**を図りながら、**自分らしく生きられるように自己形成をしていく**ことは、こども・若者が自立し、自分たちが**幸福な生活を送るための課題**を自ら解決していく力を獲得することの基礎となります。

このことから、バランスのとれた食事、適切な運動、規則正しい生活習慣、読書など、**心身が健康であるための基盤となる基本的な生活習慣の形成**とともに、**地域における多様な出会いや、社会への参加の機会**を確保するための取組が必要となっています。

施策の  
方向性

発達段階に応じて、こどもや保護者に対し、食生活や健康に関する学習の機会や情報提供を行い、食育を通じて、健全な心身の成長や豊かな人間性の形成と家族関係づくりを進めます。また、小・中学校等においても、授業や給食などを通じて、学校・家庭・地域と連携を図りながら、健康に関する正しい知識を身に付け、自ら考え健康的な習慣を実践できる児童・生徒を育む取組を行います。

また、こども・若者が身近で気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができるとともに、将来の健康の維持につなげるための取組や、こどもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくための読書活動のほか、地域における多様な世代との活動、こども・若者が社会に関わっていく活動を推進します。

目標指標

- ・朝食を毎日食べる人の割合  
R11目標値：85.0% (R05現状値：小学生 81.3% 中学生 80.0% 成人(18歳～39歳) 64.9%)
- ・食育の指導を行った保育所・幼稚園の割合  
R11目標値：(調整中) (R05現状値：97.2%)
- ・運動が好きな児童生徒の割合  
R11目標値：小学生 95.0% 中学生 90.0% (R05現状値：小学生 92.5% 中学生 85.0%)
- ・毎日一定の時間に就寝する児童生徒の割合  
R11目標値：88.0% (R06現状値：小学生 85.2% 中学生 83.4%)

現状と  
課題

**若者の就労支援は、若者が自立する基本**であるだけでなく、**社会の活力を維持する**上でも極めて重要です。

こども・若者が、**成長過程の適切な時期に勤労観・職業観を養う**とともに、就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、**不本意な早期離職を抑制**しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に**職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培う**ことができるような支援を行うことが求められています。

県内における高校・大学を卒業し、就職を希望する者のうち、県内での就職を希望する割合は、高校生では7割程度、大学生では4割程度となっていることから、**若者が地元での就職を考える機会を増やしていく必要**があります。

こども  
・若者  
の意見

こどもたちからの意見でも、働くことや親になることへの夢や希望を持つために必要なこととして、**地元での就職に関して学ぶ機会や知る機会**を得ることや選択肢の幅が増えること、結婚後も**魅力的な生き方をしている大人が近くにいる**ことが挙げられています。

施策の  
方向性

こども・若者が社会的・職業的に自立していくことの重要性について学ぶ機会を充実させるとともに、職業に関する理解を深め、主体的に職業選択ができる能力の育成を図ります。また、地元での就職への関心を高めるため、インターンシップ事業や地元企業で働く若手社員の実体験に触れる機会をつくります。

若者の職業的自立に向けた実践的な能力を身に付けるための取組や、若者へのきめ細やかな職業相談や職業意識の啓発を行うとともに、若年無業者（ニート）の社会的自立の支援を行います。

目標指標

- ・県内大学卒業者の県内就職率  
R11目標値：42.0% (R05現状値：39.1%)
- ・盛岡公共職業安定所管内の就職を希望する高校生の県内就職率  
R11目標値：71.6% (R05現状値：68.2%)

全ての子ども・若者が、困難に対する支援を受けられることができる環境づくり

子ども・若者が**不安や悩み**を抱えたときや、**困難な状況**に陥ったときに助けられ、差別や孤立、貧困に陥ることなく**安全・安心に暮らすことができる環境づくり**を行います。

基本施策  
3-1

子ども・若者の相談・支援体制の充実

(本編P.157)

現状と課題

本市が小学校高学年から高校生までを対象に実施したアンケートでは、悩み事や困り事について、「**自分の将来や進路のこと** (30.84%)」「**自分の容姿や性格のこと** (16.14%)」「**学校での友達のこと** (13.91%)」「**学習や習い事のこと** (13.27%)」と回答する割合が高い結果となり、特に**中高生では「自分の将来や進路のこと」と回答する割合が40%を超える結果**となりました。

また、子どもたちが悩んでいることや困っていることを相談したい相手については、小・中学生と高校生で共通して、「母親 (63.34%)」「友達 (44.06%)」「父親 (37.17%)」の割合が高い結果となり、**相談したい相手が「いない」と回答した割合は全体の13.63%**でした。

子ども・若者が抱える不安や悩みは、進学や就職、人間関係のほか、いじめや不登校などの学校に関することや、ヤングケアラー、虐待についてなど様々であり、**家族や友達などの身近な人に相談できない不安や悩みがある場合は、誰にも相談できずに孤独やストレスを感じ、心身に不調をきたすおそれ**があります。また、生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭環境の破綻などの困難な問題を抱える女性や、ひとり親家庭の親子、障がいのある子ども・若者、ニートやひきこもりの状態にある若者などを、**必要な支援につなげることが求められています**。

子ども・若者の意見

子ども・若者が不安や悩みについて相談できる相手として、母親・父親・きょうだいなどの家族や、友達、学校の先生などが挙げられますが、子どもたちの意見として、「**不安や悩みについて大人に相談できずにつらい思い**をしている」、「**色々な気持ちが混ざり合っている**ことを大人に知ってもらう必要がある」、「**解決することができる人を選んで相談する必要がある**」と感じていることが挙げられました。

施策の方向性

子ども・若者が抱える不安や悩みについて、相談支援の体制を充実させるとともに、悩んでいる人に気づき、声をかけ、見守ることができる人を増やすための活動を行います。

困難な問題を抱える女性やひとり親家庭、障がいのある子ども・若者などを様々な主体と連携しながら支援や助言を行います。

目標指標

- ・子ども相談室の認知率 R11目標値：70% (R05現状値：なし (R06に開始した事業のため))
- ・子ども発達相談支援事業の相談支援員の配置人数 R11目標値：2人以上 (R05現状値：1人)

基本施策  
3-2

児童虐待防止とDV対策

(本編P.161)

現状と課題

児童虐待は、**望まぬ妊娠や子どもへの愛着形成が不十分**であること、**産後うつ等の精神的に不安定な状況**にあること、**自身が虐待を受けた経験**があることなどの**要因が複雑に絡み合っ**て起こるものであると考えられています。

児童虐待の相談内容については、**心理的虐待が全国的に増加している状況**にあります。心理的虐待は、大声や脅しなどで恐怖に陥れること、無視や拒否的な態度をとること、著しくきょうだい間差別をすること、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使うこと、子どもがDV (家庭内暴力、ドメスティック・バイオレンス) を目撃することなどが該当します。

**児童虐待相談の受理件数が増加**していることから、心理的虐待や身体的虐待、ネグレクト (育児放棄・育児怠慢等)、性的虐待といった**様々なケースに対して、早期発見・早期対応を継続して行うための体制強化等**を図る必要があります。

また、**児童虐待とDVは密接に関連しており**、子どもに対する暴力と配偶者に対する暴力が同時に行われている場合もあることから、両方のケースに対応できるよう、**県の児童相談所との連携により一体的に進める必要があります**。

施策の方向性

予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援の提供を図ります。

また、児童虐待相談の受理件数の増加に対し、早期発見・早期対応を継続して行うために、相談援助の体制強化や専門性の向上を図るとともに、DV防止の取組と連携協力して、DV被害者の早期発見と支援を行います。

目標指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待通告の受理後48時間以内の安全確認達成率 R11目標値：100%（R05現状値：98.9%）</li> <li>・乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしていると回答した親の割合 R11目標値：3～4か月児 98.0%、1歳6か月児 88.0%、3歳児 71.0%（R05現状値：3～4か月児 97.9%、1歳6か月児 87.7%、3歳児 70.9%）</li> </ul>
------	--

基本施策 3-3	障がい等のある子ども・若者への支援 <span style="float: right;">（本編P.165）</span>
-------------	--

現状と課題	<p><b>障がいのある子ども・若者</b>や、<b>発達に特性のある子ども・若者</b>への支援については、盛岡市障がい者福祉計画及び盛岡市障がい福祉実施計画に基づき、住み慣れた地域で自立した生活を営みながら安心して暮らすことができるよう、<b>様々な支援やサービスを提供しています。</b></p> <p>近年、本市の18歳未満のこどもの身体障がい者数は減少傾向にありますが、<b>知的障がい者数は増加傾向</b>にあり、<b>発達面の遅れが認められる乳幼児や医療的ケア児も増加</b>しています。</p>
-------	---

子ども・若者の意見	<p>個性・多様性の受入れに関する子どもたちからの意見においても、<b>実際に接する機会が大事</b>であることが挙げられており、<b>障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進</b>し、それぞれの子ども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援する必要があります。</p>
-----------	---

施策の方向性	<p>障がいのある子ども・若者や、発達に特性のある子ども・若者について、早期の気づき・支援につなげるための取組を行うとともに、医療的ケア児等の専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応を含め、それぞれの子ども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加のために必要な力を培うことができる教育・保育体制の整備を推進します。</p>
--------	---

目標指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児総合診査から療育につながったこどもの割合 R11目標値：99.5%（R05現状値：99.5%）</li> <li>・障がい福祉に「非常に関心がある」「ある程度関心がある」と回答した人の割合 R11目標値：75.0%（R05現状値：70.8%）</li> <li>・障がいのある人が、障がいのある人への理解について「理解が進んだ」「少し理解が進んだ」と回答した人の割合 R11目標値：65.0%（R05現状値：55.7%）</li> <li>・医療的ケア児等コーディネーターの配置人数 R11目標値：2人以上（R05現状値：1人）</li> </ul>
------	--

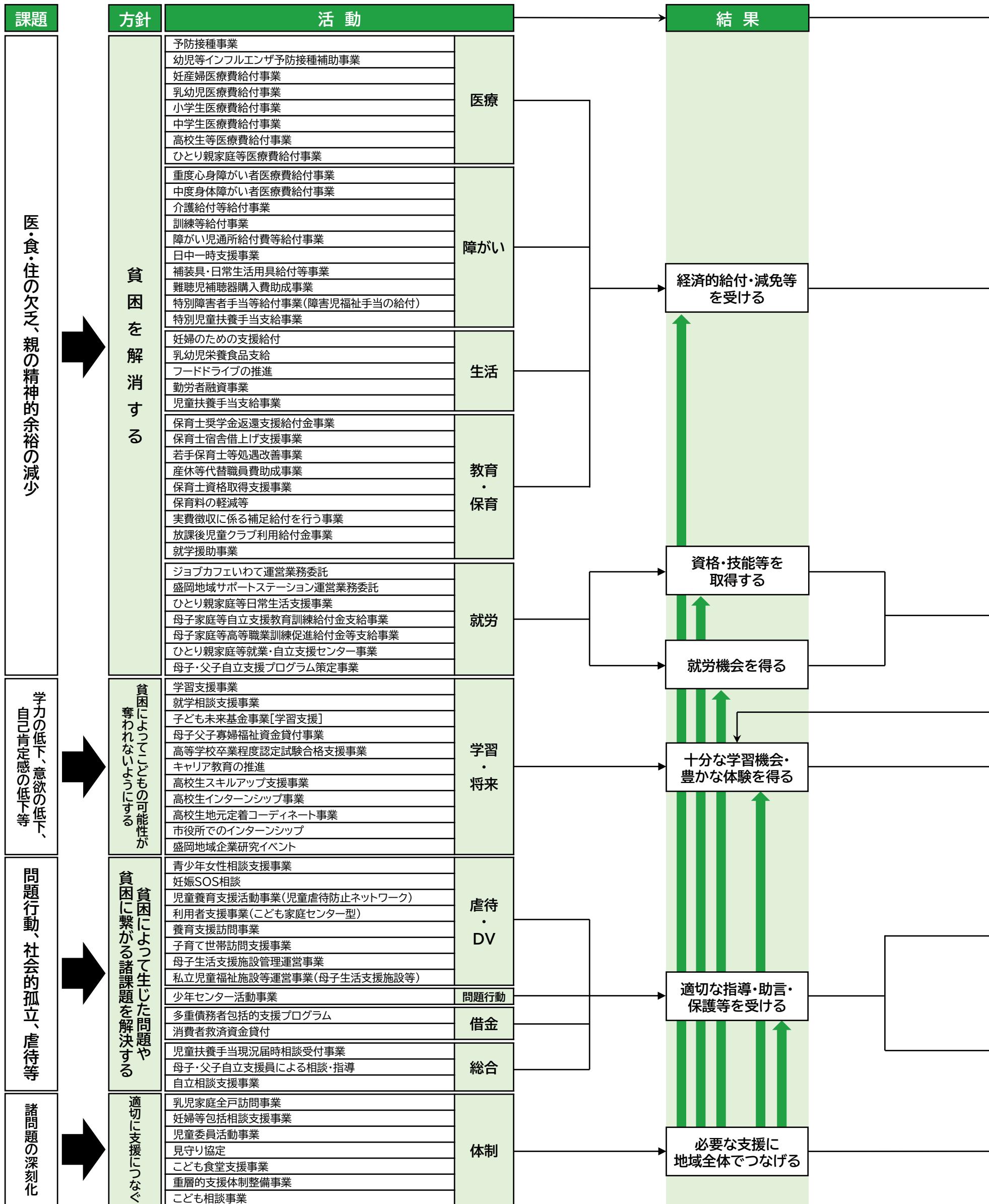
基本施策 3-4	こどもの貧困の解消に向けた対策 <span style="float: right;">（本編P.172）</span>
-------------	--

現状と課題	<p><b>こどもの貧困</b>は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、<b>こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題</b>です。国の調査では、令和3年（2021年）の相対的貧困率は15.4%、こどもの貧困率は11.5%であり、それぞれ改善傾向にありますが、<b>ひとり親世帯におけるこどもの貧困率は44.5%となっており、半数近くが貧困の状況</b>にあります。</p> <p>本市が実施した「ひとり親世帯の子どもの生活実態アンケート調査」においても、<b>充実してほしいと考える子育てサービス</b>について、「子どもの教育のための経済的支援（60.17%）」や「生活のための経済的支援（53.11%）」などの<b>経済的支援を回答する割合が高く</b>、また、塾や習い事をしていない家庭の68.91%が「<b>経済的に余裕がないから</b>」という理由を回答する結果となりました。</p> <p>このことから、<b>こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないように</b>、「盛岡市子どもの未来応援プラン」の基本目標として掲げた「全てのこどもが将来に希望を持つことができるまち・盛岡」の実現を目指し、取組を進める必要があります。</p>
-------	--

施策の方向性	<p>貧困の状態にある家庭の経済的負担を軽減するための取組や、貧困の状態にあっても十分な学習機会や豊かな経験が得られるようにするための学習支援、修学資金の貸付などを行います。</p> <p>また、ひとり親家庭の経済的な自立に向けて、就職に有利な資格を取得するための修業等を行う際の経済的負担の軽減や、経済的な自立に向けた就職のための支援を行います。</p>
--------	--

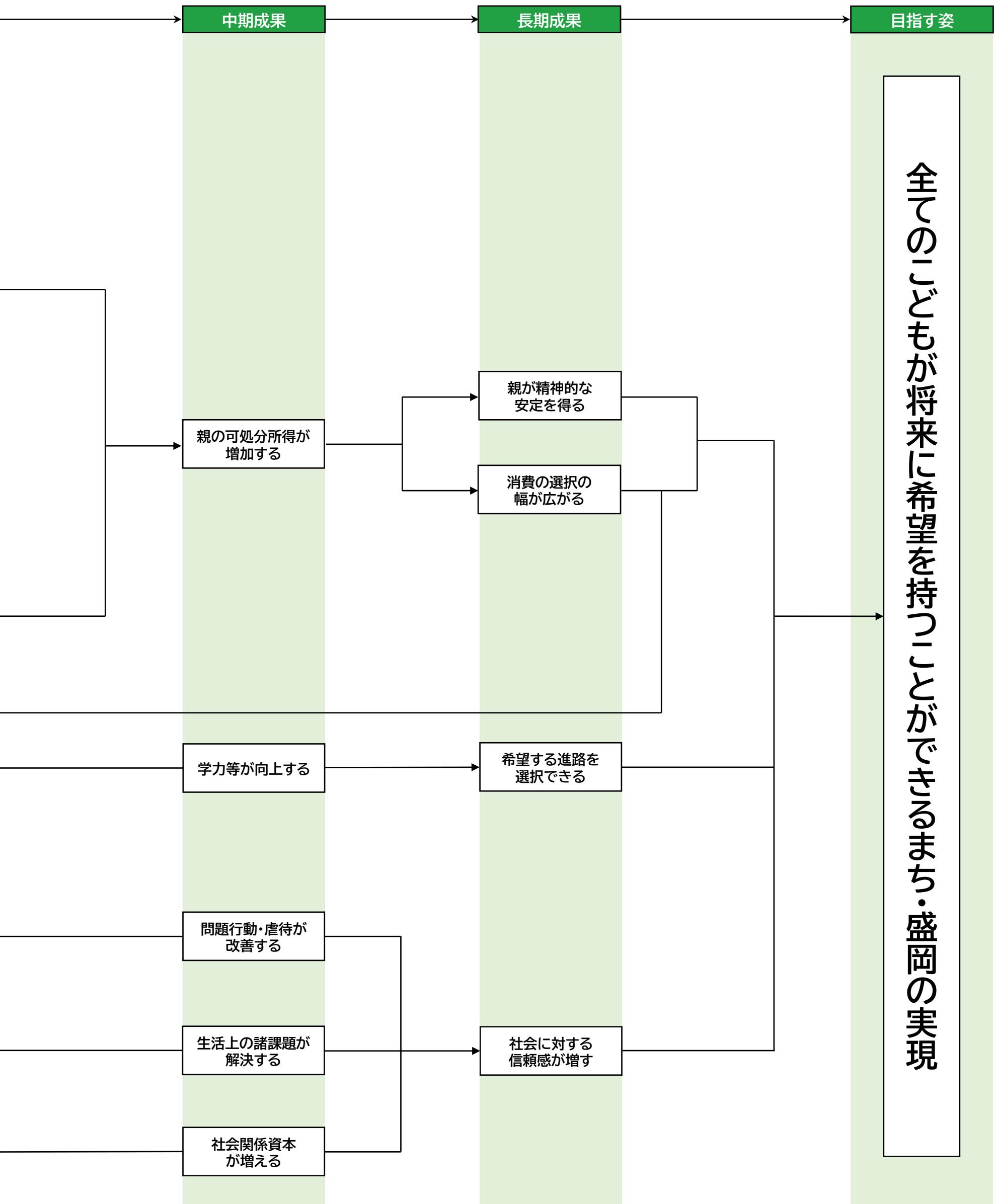
目標指標	<p>こどもの貧困の解消に向けた対策は、国や県による経済対策と合わせて総合的に展開されているものであり、本市の各取組・事業は、それらの対策の一部であることや、貧困によって生じた課題への対策を重点に進めていくものであることから、「盛岡市子どもの未来応援プラン」と同様に、目標指標を設定せず、次のページに記載するロジックモデルにより、引き続き「全てのこどもが将来に希望を持つことができるまち・盛岡」の実現を目指して、各般の施策に取り組んでまいります。</p>
------	---

# ◆施策3-4 こどもの貧困の解消に向けた対策の「ロジックモデル」



●「ロジックモデル」とは？

…施策の実施により、その目的(目指す姿)が達成されるまでの過程をフローチャートで示したものです。



地域全体で子育てへの不安や負担を軽減するための環境づくり

地域全体が協力して、出産と子育てに関する不安や負担を軽減するための支援を提供することにより、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

基本施策  
4-1

子育ての不安を軽減するための支援の充実

(本編P.182)

現状と  
課題

本市が行ったニーズ調査結果において、子育てについて「楽しい」と感じることの方が多い」と回答した保護者の割合は6割を超えていますが、平成30年度（2018年度）に実施した前回調査の結果との大きな違いはないことから、**子育てをつらいと感じている保護者に対する支援の充実が必要な状況が続いています。**

**子育てについての不安は**、出産以前に乳幼児に接する経験や機会の減少、SNS等のインターネットを通じて得た情報による迷い、子育てに対する過度な使命感などによるものや、身体的・体力的な疲れ、産後うつ、仕事との両立についての悩み、核家族化による孤立した育児の問題など**様々な要因が考えられます。**

また、発達に特性のあるこどもが増加傾向にあることから、**こどもの発達に関する悩みを抱える保護者に対し、こどもの成長に応じて一貫して支援を行うことや、障がい児・医療的ケア児等を育てる家庭が抱える不安を解消するための取組を行うこと**が求められています。

施策の  
方向性

子育てに関する相談支援体制の充実により、妊娠、出産、子育てに関する不安や孤立感を軽減し、安心して子どもを産み育てられるとともに、保護者がしっかりとこどもと向き合い、こどもの成長に喜びや生きがいを感じながら、こどもの育ちを支えることができる環境づくりを行います。

目標指標

- ・妊婦健康診査受診率 R11目標値：98.9%（R05現状値：98.9%）
- ・3歳児健康診査受診率 R11目標値：100%（R05現状値：100%）
- ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 R11目標値：85.0%（R05現状値：82.7%）
- ・ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合  
R11目標値：3～4か月児 92.0%、1歳6か月児 80.0%、3歳児 75.0%  
（R05現状値：3～4か月児 91.9%、1歳6か月児 78.8%、3歳児 73.5%）

基本施策  
4-2

子育てのための経済的支援の充実

(本編P.189)

現状と  
課題

子育てのための経済的支援については、岩手県との連携による幼児教育・保育の無償化の推進や、高校生相当年齢までの医療費助成の対象拡大など、様々な取組を実施していますが、子育てに不安や負担を感じる理由として、経済的な負担の大きさを挙げる声が多く聞かれています。

本市が行ったニーズ調査においても、**子育てを「つらい」と感じる理由**として、「**経済的に苦しいため**」と回答した保護者の割合は、幼児期のこどもの保護者が**20.40%**（前回調査14.17%）、学童期のこどもの保護者が**30.82%**（前回調査22.65%）と、**他の理由に比べて前回調査から最も増加する結果となりました。**

また、ひとり親家庭を対象に行ったアンケート調査においては、充実してほしい子育てサービスについて「**子どもの教育のための経済的支援(60.17%)**」「**生活のための経済的支援(53.11%)**」と回答した保護者の割合が半数を超える結果となりました。

施策の  
方向性

妊娠・出産・子育て期にわたり、母子の健康の保持・増進を図り、子どもを産み育てる環境を充実させるための経済的支援を行うとともに、医療費の負担軽減、障がいのあるこども・若者が必要な医療・介護等を受けるための支援のほか、経済的に困窮している家庭の貧困の解消に向けた支援に取り組みます。

目標指標

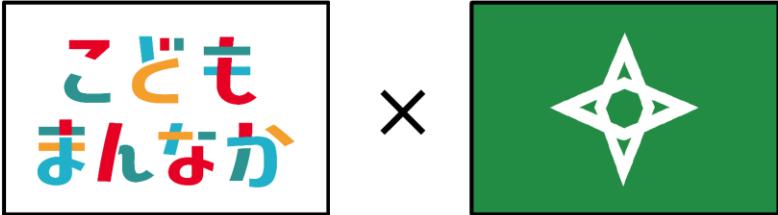
- ・医療費助成の1人当たりの給付金額 R11目標値：28,620円（R05現状値：28,620円）
- ・教育・保育給付認定を受けたこどもの人数に対する副食費補助の支給割合  
R11目標値：23.3%（R05現状値：23.3%）
- ・放課後児童クラブ登録者数に対する利用給付金の交付決定者数の割合  
R11目標値：9.4%（R05現状値：9.4%）

<p>現状と課題</p>	<p>少子化や地域のつながりの希薄化が進む中で、<b>孤立しない子育てのためには、日常生活の中で気軽に声を掛け合い、互いに助け合うことのできるつながりが重要です。</b></p> <p>また、子育て家庭同士でのつながりだけでなく、様々な世代や団体に、子育て家庭に目を向けてもらい、<b>子育て家庭や子ども・若者を温かく見守る地域づくり</b>を進めていくことが必要です。</p> <p>そして、子どもが病気になったときや、子どもが一人で過ごさなければならないときなど、子育て家庭にとっての困り事や悩み事について、<b>地域社会における様々な主体から子育てに関する支援</b>を受けることができる環境が必要となっています。</p>
<p>施策の方向性</p>	<p>地域社会における様々な主体による子育て応援の活性化に向けた取組を行うとともに、子ども・若者の育成支援や見守り体制の充実など、<b>地域ぐるみで子育て支援を推進していくための体制づくり</b>を行います。</p>
<p>目標指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども食堂が開設された小学校区数 R11目標値：31小学校区（R05現状値：19小学校区）</li> <li>・ この地域で子育てをしたいと思う親の割合 R11目標値：96.6%（R05現状値：96.6%）</li> </ul>

◆ 盛岡市子どもまんなか応援サポーター宣言について

本市は、子どもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「子どもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、そのためのアクションに自ら取り組む「**子どもまんなか応援サポーター**」になることを令和6年(2024年)11月1日に**宣言しました。**

<子どもまんなか応援サポーターとは>  
 子ども家庭庁が、「**子どもまんなか宣言**」の趣旨に賛同し、**子どもや子育て中の人を応援する取組(子どもまんなかアクション)**を自ら行う個人、**団体・企業、自治体等を「子どもまんなか応援サポーター」と呼び、**右記の宣言書に記載している「子どもまんなか」マークを統一的なシンボルとして、全国的に取組を推進しています。



もりおかし おうえん さ ぽ ー た ー せんげん  
**盛岡市子どもまんなか応援サポーター宣言**

もりおかし、こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「子どもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、そのためのアクションに自ら取り組む「子どもまんなか応援サポーター」となることを宣言します。

令和6年11月1日

もりおかしちょう うち だて しいげん  
 盛岡市長 内 館 茂

- 盛岡市の子どもまんなかアクション①**  
 こどもたちの意見を聴き、一緒にまちづくりを進めます！
- 盛岡市の子どもまんなかアクション②**  
 こどもたちの悩みや困りごとを解決するサポートをします！
- 盛岡市の子どもまんなかアクション③**  
 市内の「子どもまんなか応援サポーター」を増やします！

全ての子ども・若者の権利が大切にされ、幸福な生活を送ることができる環境づくり

子ども・若者の**権利の理解と尊重**が促進され、**意見表明の機会**が確保されるとともに、  
子ども・若者の**権利侵害を防止し、侵害から救済**するための環境づくりを行います。

基本施策  
5-1

子ども・若者の権利の理解と尊重の促進

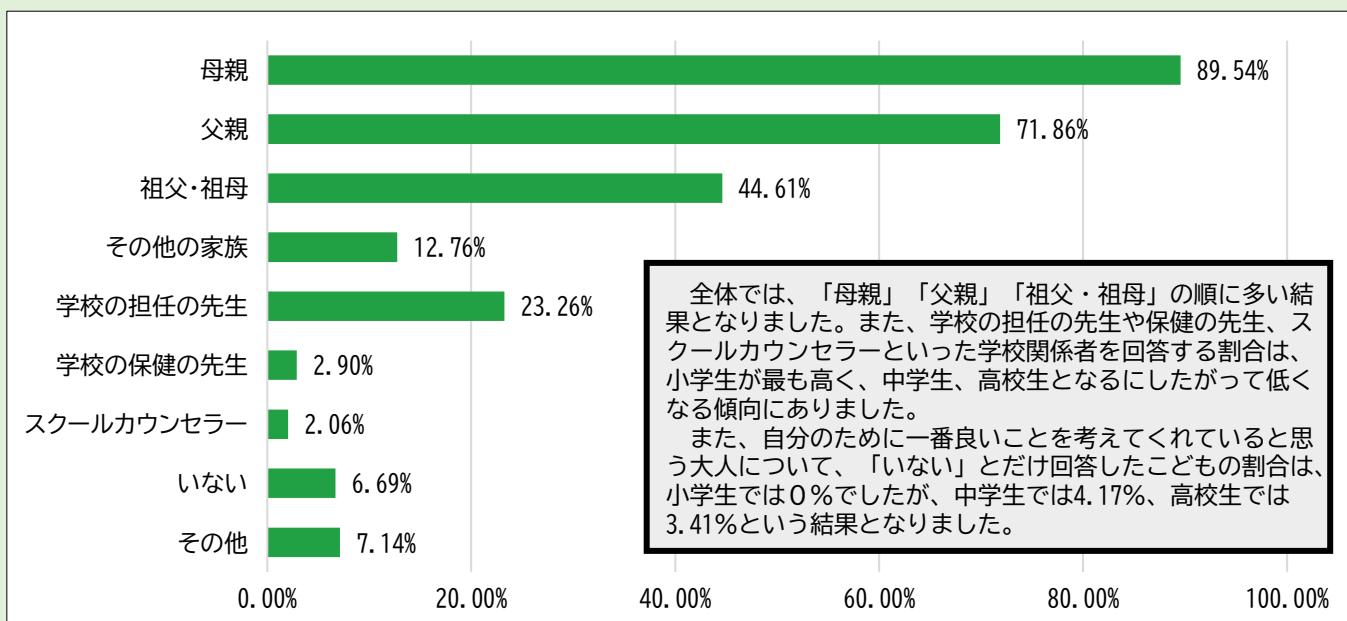
(本編P.202)

**子どもまんなか社会**は、「全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」であり、子ども・若者の最善の利益が考慮されることを前提に、**子ども・若者のウェルビーイング（良い状態）の実現を目指す社会**です。

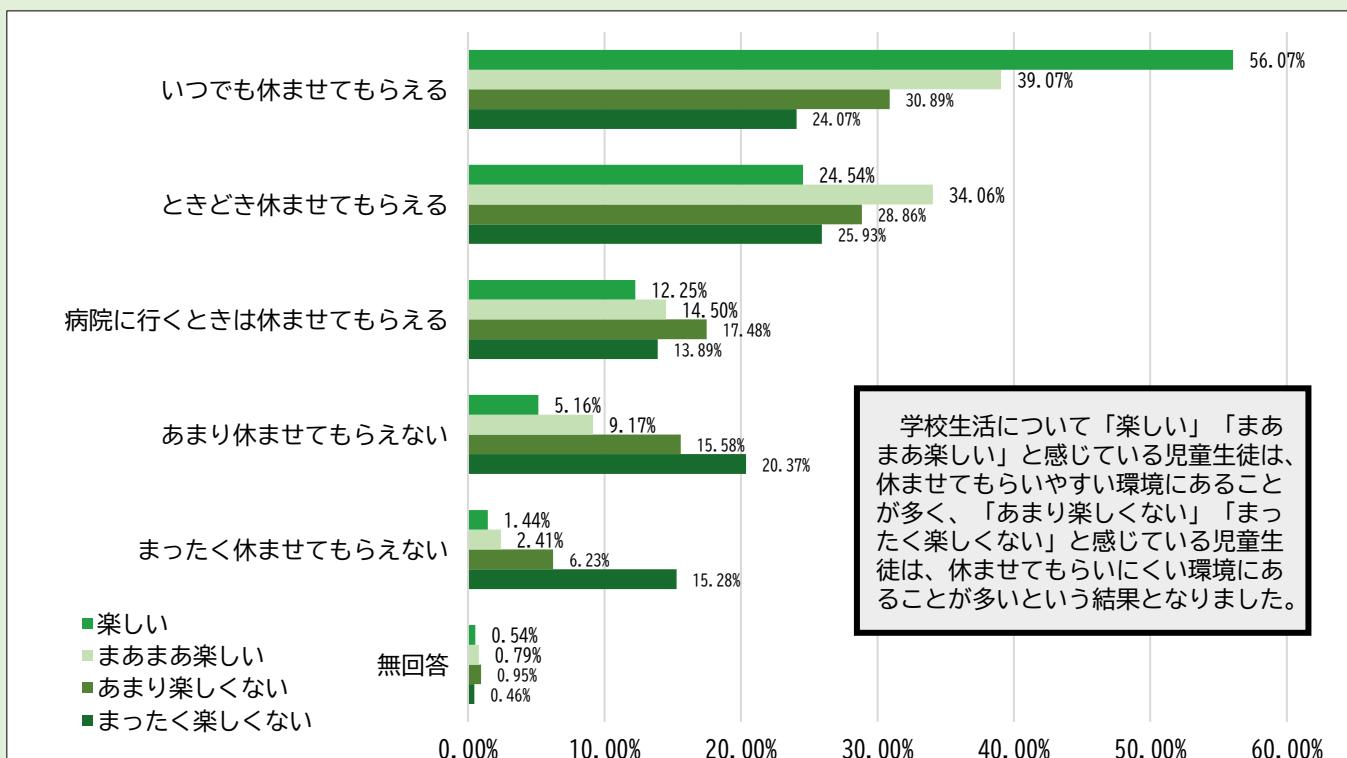
子どもまんなか社会の実現のためには、子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送るための**自身の権利について理解**するとともに、家庭や学校、地域などの様々な場で子ども・若者に関わる全ての大人が、**子ども・若者の権利を尊重し、子ども・若者のために考え、行動することが必要**です。

本市が小学校高学年から高校生までもを対象に実施したアンケートでは、子ども・若者のウェルビーイングに関して、次のような結果が出ています。

◆ 自分のために一番良いことを考えてくれていると思う大人について



◆ 学校を休ませてもらえるかどうかについて（学校での生活の感じ方ごとの集計）



現状と課題

これらのアンケート結果は、こどもまんなか社会の実現に向けて、**こども・若者の権利を大人がどのように尊重していくのかについて、考える必要がある**ことを示しています。

## 現状と課題

こどもまんなか社会について考えるワークショップに参加したこどもとその保護者を対象に実施したアンケートでは、**こどもまんなか社会について聞いたことがあるこどもは3.16%、保護者は7.66%という結果**でしたが、こどもまんなか社会に魅力を感じるかどうかという設問では、**こどもの82.08%、保護者の40.02%が「魅力を感じる」と回答しています**。

このようなことから、こどもまんなか社会と、それを実現するためのこども・若者の権利について、**より多くの市民が正しく理解し、実践につなげていくための取組が必要**となっています。

## 施策の方向性

こども・若者の権利について、こども・若者自身と大人が理解し、こども・若者の権利を尊重する行動を促進するため、こども・若者や大人への周知啓発を図るとともに、こどもまんなか社会の趣旨に賛同する個人や団体・企業を増やすための取組を行います。

## 目標指標

- ・こどもまんなか応援サポーターへの参加数（累計）  
R11目標値：累計100（人・者）（R05現状値：なし(R07～の新規事業)）

## 基本施策 5-2

### こども・若者の意見表明の機会づくり

（本編P.206）

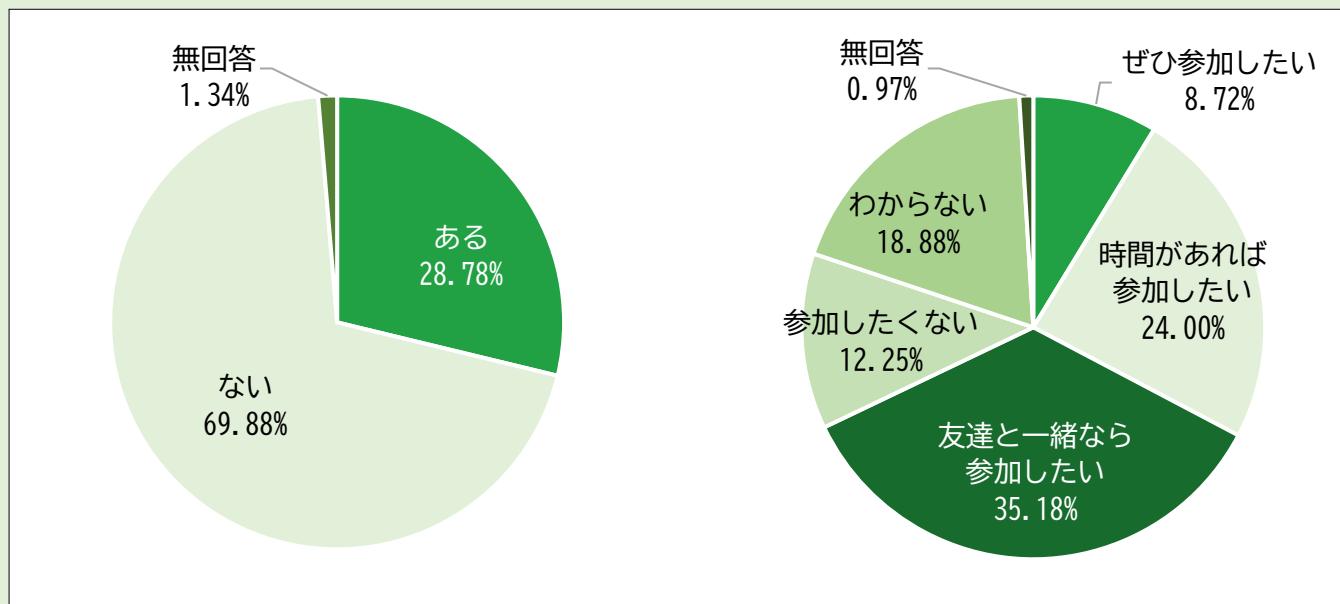
こども・若者に関することが決められ、行われるときに、「そのこども・若者にとって最もよいことは何か」という、**こども・若者の最善の利益を第一に考えることが、子どもの権利条約の原則の一つ**として掲げられています。

また、同時に、こども・若者が自分に関係のある事柄について自由に意見を表明することができ、大人がその**意見をこども・若者の発達に応じて十分に考慮することも、子どもの権利条約の原則の一つ**とされています。しかし、これまで、こども・若者に関することを大人が決める際に、こども・若者が意見を表明する機会をつくることや、**大人がその意見を考慮することは、あまり重要なこととして認識されていない現状**にあります。

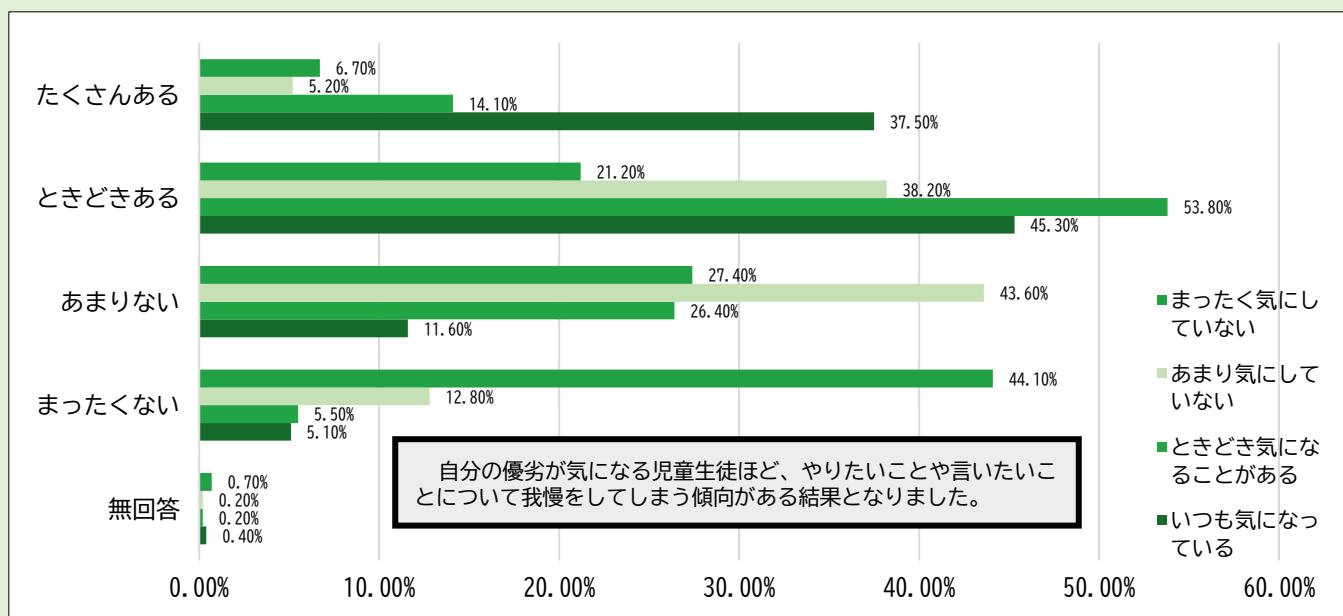
本市が小学校高学年から高校生までを対象に実施したアンケートでは、こども・若者の意見表明の機会に関して、次のような結果が出ています。

## 現状と課題

#### ◆ 自分が関係する決まりやルールについての意見発表の経験の有無と参加意欲について



◆ 周りの目が気になって我慢することがあるかについて（自分の優劣の感じ方ごとの集計）



自分の優劣が気になる児童生徒ほど、やりたいことや言いたいことについて我慢をしてしまう傾向がある結果となりました。

現状と課題

これらの結果を踏まえ、子ども・若者の身近なテーマに関し、子ども・若者にとって身近な場所で、自分の考えや意見を自由に表明する機会がつけられるように、また、**大人が子どもの意見をきちんと聴き、その意見を尊重するための取組を進めていく必要**があります。

子ども・若者の意見

子どもたちからは、子どもが意見を表明し、社会に参画できるようになるためには、**子どもたちが考えていることを大人が受け止められるようになること**や、子どもたちが大人と一緒に、**社会において何かを成し遂げたり、きまりや仕組みを変えたりする経験を得られることが必要**であるという意見が出されました。

また、その際に、子どもが固定観念や価値観を押し付けられないようにするためには、**親や周りの大人が子どもの意見をきちんと聴き、互いに尊重し合えるように大人が変わっていくこと**や、大人と子どもの間に入ってうまく話を進めてくれる存在がいることなどが必要であるという意見もあります。

施策の方向性

子ども・若者が、まちづくりや子ども・若者の居場所づくりなどに参画し、意見を出し合いながら、主体的に取り組む活動を促進するとともに、子ども・若者が、地域での活動や子どもが関わる施設等における活動に主体的に参加することができる機会の創出を図ります。

目標指標

・子どもミライクラフトの取組件数 R11目標値：5件（R05現状値：なし（R07～の新規事業））

基本施策 5-3

権利侵害の防止と侵害からの救済

（本編P.210）

現状と課題

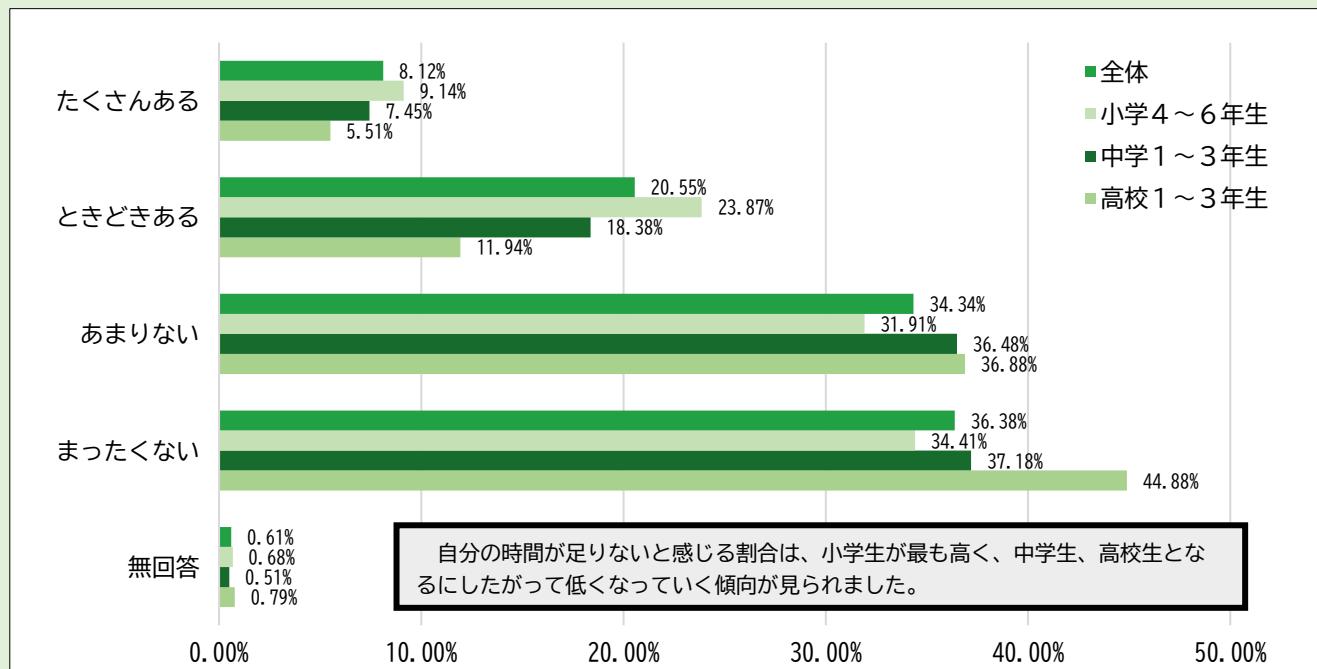
**子どもの権利条約は**、全ての子ども・若者の命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される「**生命、生存及び発達に対する権利**」と、子ども・若者自身や、親の人種、国籍、性、意見、障がい、経済状況などのどんな理由でも差別されない「**差別の禁止**」を原則として掲げています。

子ども・若者の**日々の暮らしにおいて**、病院に行かせてもらえない、調子が悪い時に休ませてもらえない、勉強や遊びのための時間がないなどの、**身体的な幸福を妨げる状況**や、周りの人たちとなじめない、周りの目が気になる、不安や悩みを相談できる人が周りにいないなどの、**精神的な幸福を妨げる状況**は、**子ども・若者の権利の侵害と深い関わりがあります**。

特に、児童虐待やヤングケアラー、いじめの問題、さらに、虐待やいじめを受けていることに気付いている周りの人が何もしないことや、子どもの意見や考えを大人が大切にしないことによる状況の悪化、そして、**不安や悩みを誰にも相談できずに子ども・若者が孤立し、自傷行為や自殺を選んでしまうことは、子ども・若者の権利の深刻な侵害**です。

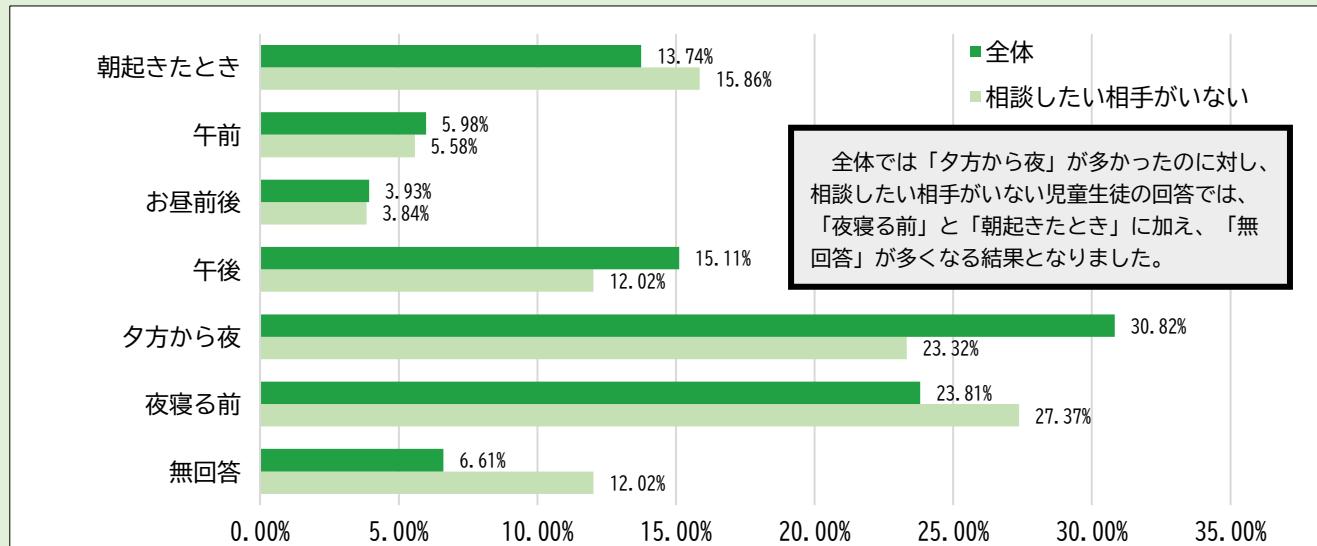
本市が小学校高学年から高校生ままでを対象に実施したアンケートでは、子ども・若者の精神的な幸福を妨げる状況に関して、次のような結果が出ています。

◆ 家の手伝いなどのために自分の時間が足りなくなっているかどうかについて



現状と課題

◆ 気分が落ち込んだり誰かに相談したいと思う時間帯について



こども・若者の一人ひとりの権利が大切にされることと、その権利が侵害されたときに救済されることは、こども・若者の権利保障において表裏一体の関係にあるといえます。こども・若者が**互いの権利を尊重する意識の向上を図り、いじめや虐待などの権利侵害を予防する**とともに、権利侵害に苦しむこども・若者に対しては**迅速な救済を図る**ことが必要です。

こども・若者の意見

困難な状況からこども・若者が守られるために必要なことについて、こどもたちからは、**困難な状況に陥らないようにするための安全・安心な環境をつくる**ことや、困難に直面した場合の**乗り越え方について知る機会や考える機会**が得られることのほか、自分が助けを求めやすくなるとともに、**他の人の助けてほしい気持ちを受け取ることができるようになることが必要**であるという意見が出されています。

施策の方向性

こども家庭センターのこども相談室などの相談窓口において、いじめや児童虐待等のこども・若者の権利侵害に関する相談を受け、権利侵害からの救済のための支援につなげることができるよう、相談しやすい体制づくりを進め、一人ひとりのこども・若者に寄り添った支援を行います。

さらに、権利侵害の防止のため、関係機関との連携により、こども・若者の置かれている環境を改善するための体制の見直しや、こども・若者や保護者等の様々な不安や負担の軽減に取り組むとともに、個々の多様性への理解や人権尊重の観点を踏まえた普及・啓発等を図ります。

目標指標

- ・ こども相談室の認知率 R11目標値：70% (R05現状値：なし (R06に開始した事業のため))
- ・ 認知したいじめが解消した割合 R11目標値：100% (R05現状値：小学校 98.8% 中学校 98.2%)
- ・ 虐待通告の受理後48時間以内の安全確認達成率 R11目標値：100% (R05現状値：98.9%)

# 4 教育・保育等に関する需給計画

## 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画（本編P.217）

子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業の「教育・保育」と、「地域子ども・子育て支援事業」について、計画期間中の各年度における「量の見込み」（利用に関するニーズ量）と、「確保方策」（提供体制の確保の内容）を定めます。

各事業の「量の見込み」は、本市が令和6年（2024年）2月～3月に実施したニーズ調査によって把握した調査結果や、現在の実績、推計人口の推移などを踏まえて算出しています。

## 2 教育・保育の提供について（本編P.219～231）

教育・保育は、年齢や保育の必要の有無により、受けることができるサービスの種類が異なります。

認定区分	年齢等	保育の必要性	主な利用施設
1号認定こども	満3歳以上	保育の必要がない	幼稚園、認定こども園
2号認定こども	3～5歳クラス	保育の必要性の認定を受けた	保育所、認定こども園
3号認定こども	0～2歳クラス	保育の必要性の認定を受けた	保育所、認定こども園、地域型保育事業

計画期間内における教育・保育についての量の見込みと確保方策は、次のとおりです。

認定区分	年齢等	区分	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
【教育】 1号認定こども 2号認定こども	満3歳以上 (単位：人)	量の見込み(①)	1,842	1,793	1,744	1,698	1,660
		確保方策(②)	2,183	2,136	2,103	2,060	2,022
		差(②－①)	341	343	359	362	362
【保育】 2号認定こども	3～5歳クラス (単位：人)	量の見込み(③)	4,011	3,906	3,796	3,700	3,615
		確保方策(④)	4,133	4,080	4,005	3,923	3,855
		差(④－③)	122	174	209	223	240
【保育】 3号認定こども	0歳児 (単位：人)	量の見込み(⑤)	727	707	699	696	671
		確保方策(⑥)	919	899	892	891	864
		差(⑥－⑤)	192	192	193	195	193
	1歳児 (単位：人)	量の見込み(⑦)	1,270	1,249	1,223	1,211	1,206
		確保方策(⑧)	1,196	1,196	1,188	1,186	1,185
		差(⑧－⑦)	△74	△53	△35	△25	△21
		定員の弾力化	74	53	35	25	21
	2歳児 (単位：人)	量の見込み(⑨)	1,191	1,169	1,142	1,112	1,099
		確保方策(⑩)	1,353	1,331	1,302	1,269	1,255
差(⑩－⑨)		162	162	160	157	156	

## 3 地域子ども・子育て支援事業の提供について（本編P.232～245）

延長保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業について、各事業の「量の見込み」に対して、計画期間内で必要供給量をそれぞれの事業の考え方にしたがって確保します。

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
延長保育事業 (単位:人)	量の見込み(A)	3,537	3,439	3,403	3,386	3,263
	確保方策(B)	3,537	3,439	3,403	3,386	3,263
	過不足(B-A)	-	-	-	-	-
一時預かり事業(幼稚園型以外) (単位:人日)	量の見込み(C)	3,917	3,821	3,741	3,686	3,619
	確保方策(D)	15,660	13,920	12,180	10,440	8,700
	過不足(D-C)	11,743	10,099	8,439	6,754	5,081
一時預かり事業(幼稚園型) (単位:人日)	量の見込み(E)	168,019	163,538	158,910	154,781	151,202
	確保方策(F)	168,019	163,538	158,910	154,781	151,202
	過不足(F-E)	-	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業 (単位:人)	量の見込み(G)	54,364	53,527	52,693	51,860	51,025
	確保方策(H)	75,008	75,008	75,008	75,008	75,008
	過不足(H-G)	20,644	21,481	22,315	23,148	23,983
放課後児童健全育成事業 (単位:人)	量の見込み(I)	2,126	2,163	2,196	2,221	2,238
	確保方策(J)	2,340	2,380	2,380	2,380	2,380
	過不足(J-I)	214	217	184	159	142
病児保育事業 (単位:人日)	量の見込み(K)	2,963	2,880	2,850	2,835	2,732
	確保方策(L)	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
	過不足(L-K)	2,797	2,880	2,910	2,925	3,028
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) (単位:時間/月)※	量の見込み(M)	7,590	7,420	7,250	7,150	7,040
	確保方策(N)	5,280	7,920	7,920	7,920	7,920
	過不足(N-M)	△ 2,310	500	670	770	880
ファミリー・サポート・センター事業 (単位:人日)	量の見込み(O)	1,695	1,663	1,631	1,601	1,569
	確保方策(P)	1,785	1,695	1,650	1,650	1,650
	過不足(P-O)	90	32	19	49	81
子育て短期支援事業 (単位:人日)	量の見込み(Q)	230	219	211	201	195
	確保方策(R)	230	219	211	201	195
	過不足(R-Q)	-	-	-	-	-
妊婦健康診査事業 (単位:回)	量の見込み(S)	22,966	22,330	22,098	21,988	21,193
	確保方策(T)	22,966	22,330	22,098	21,988	21,193
	過不足(T-S)	-	-	-	-	-
乳幼児家庭全戸訪問事業 (単位:人)	量の見込み(U)	1,878	1,826	1,807	1,798	1,733
	確保方策(V)	1,878	1,826	1,807	1,798	1,733
	過不足(V-U)	-	-	-	-	-
産後ケア事業 (単位:人日)	量の見込み(W)	721	822	778	761	754
	確保方策(X)	721	822	778	761	754
	過不足(X-W)	-	-	-	-	-
妊産婦等包括相談支援事業 (単位:回)	量の見込み(Y)	5,634	5,478	5,421	5,394	5,199
	確保方策(Z)	5,634	5,478	5,421	5,394	5,199
	過不足(Z-Y)	-	-	-	-	-
養育支援訪問事業 (単位:回)	量の見込み(a)	513	528	542	556	570
	確保方策(b)	513	528	542	556	570
	過不足(b-a)	-	-	-	-	-
子育て世帯訪問支援事業 (単位:回)	量の見込み(c)	218	209	200	191	183
	確保方策(d)	218	209	200	191	183
	過不足(d-c)	-	-	-	-	-
利用者支援事業	量の見込み(e)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	確保方策(f)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	過不足(f-e)	-	-	-	-	-

※ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)については、令和8年度(2026年度)までに全ての対象児童が利用できる提供体制とします。

# 5 計画の推進体制

## 1 附属機関等による点検・評価の実施（本編P.246）

本計画の推進に当たっては、全ての市民が、こどもまんなか社会の実現と、こども・若者の権利の重要性についての共通認識を持ち、実践していくことが必要です。このことから、**学校、保育所、幼稚園、認定こども園などのこども・若者と接する施設のほか、市民やNPO、地域団体などの関係団体との連携**を深めながら、施策の推進に当たります。

また、附属機関である「(仮)盛岡市こども未来会議」に**毎年度の実施状況を報告し、点検・評価を受けた上で、次年度以降の施策や事業の改善に取り組みます**。実施状況の報告時には、成果指標の達成状況のほか、基本目標・施策ごとの取組状況を中心に点検・評価を受け、その内容をホームページ上で公表します。

## 2 庁内での推進体制（本編P.246）

本計画に掲げる施策や事業が、組織ごとに縦割りの実施とならないよう、こども施策に関する庁内の推進組織である「(仮)盛岡市こども未来連絡会議」において、毎年度、実施状況の進捗管理を行うほか、**関係部局による組織横断的な取組を展開し、庁内が一体となって、本計画を推進します**。

## 3 こども施策におけるデジタルトランスフォーメーションの推進(本編P.246)

こども・若者や子育て家庭が、**必要な情報に素早く、簡単にアクセスでき、様々な手続きのストレスを少なくする環境**を整えることは、こどもまんなか社会の実現に向けた重要な観点の一つです。

また、保育所などの子育て関連事業者をはじめとする、**こども施策の現場における事務負担を軽減し、こどもや子育て家庭への支援にかかる時間やエネルギーをこども施策の質の向上に振り向けていくこと**も必要とされています。

これらのことから、**DXの推進**により、こども・若者の生活や子育てがより楽しく、安心して便利なものとなるように、各般の事業や取組を行ってまいります。